

AZ
427
7

改正会社經理統制令の概説

附・新舊條文對照一覽表
全圖係法令

大同書院發兌



0023595-000

AZ-427-7

改正会社經理統制令の概説

商工經營研究会・編

大同書院

1941

ADD


AZ
427
7

商工經營研究會編

問答式
改正會社經理統制令の概説

附・新舊條文對照一覽表
全關係法令

大同書院發兌



OH-1164
1575

11 140

商工經營研究會編

式問答

改正會社經理統制令の概説

大同書院發兌

880108

AZ
427
7



032893

880105

自序

會社經理統制令は臨戰體制下に於て國民經濟の最も重要な地位を占める會社の經理を適正化し以て國家經濟の調整に資せしめんとして立法せられたものであります。

御承知の如く本令實施に際しては巷間に所謂本令は利潤抑制の對策であるとか、會社經營を窮屈化ならしめるとか又は株價下落の原因を爲すものとか種々業界からも可成りの批判を加へられたものであります。其の後の國際情勢に鑑み當局は極力本令施行の趣旨並に之が運用方針を開示し理解と協力に努めたるため漸時圓滑なる運用を見るに至つたのであります。斯くして本令は戰時下會社經理の適正化に相應の効果を齎らすに至つたことは否定することの出来ない事實であります。

本令の今度の改正は國際情勢の緊迫化に對應して臨戰下國策の運営に高度の敏速性を發揮することを目的としたものであります。大藏省當局に於ても曩に新に會社部を設置し官廳事務の新體制の趣旨に則り極力事務處理の圓滑化を圖ることとし、本令に依る認可、許可、報告事項の整備、様式の簡略化を徹底的に斷行する必要上茲に本令の改正を企圖するに至つた次

第であります。

以上の如く今回の改正は本令施行に關する官民相互の事務をなるべく簡捷化することを主眼としたものであつて規定の實質を動かす様な改正ではなく所謂技術的な改正であります。本令の持つ重大性に鑑み今回の改正事項は業者には頗る有意義な改正と謂はなければならぬのであります。

本書は主として今回改正せられたる事項を中心として解説し併せて新舊條文の對照を試み之が改廢を一目瞭然ならしめることに努めた積りであります。尙今回改正せられない事項については曩に弊會發刊の「會社經理統制令の解説」を併讀せられ本令の理解に資せしめられんことを特に切望する次第であります。

昭和十六年十一月三日

編者識す

問答式 改正會社經理統制令の概説目次

- 一、本令は如何改正されたのですか……………(一)
- 二、本令並に施行規則のどの條文が改正されたのですか……………(五)
- 三、役員報酬より除外せられる手當は如何改められたのですか……………(六)
- 四、役員報酬の限度は如何改められたのですか……………(一〇)
- 五、役員退職金は如何改められたのですか……………(三)
- 六、社員の初任基本給料の變更許可申請は出来るやうになつたのですか……………(一四)
- 七、社員の基本給料の増加支給(昇給)にどんな例外が認められたのですか……………(一五)
- 八、社員賞與の例外的支給は如何改められたのですか……………(一九)
- 九、脱法行爲に對する取締は如何強化されたのですか……………(二二)
- 一〇、機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費、寄附金、福利施設費、研究費等の報告は如何改められたのですか……………(三三)
- 一一、許可又は承認通知は如何に改められたのですか……………(三七)
- 一二、如何なる事案が會社經理審査委員會の議を経るものとして追加されたのですか……………(三九)
- 一三、如何なる事案が臨時資金審査委員會の議を経るものとして追加されたのですか……………(四〇)

- 一四、大藏大臣の關係各大臣との協議事項はどう追加されたのですか……………(三)
- 一五、會社經理狀況報告書の提出に付てはどう改正されたのですか……………(三)
- 一六、申請書及報告書はどう變りましたか……………(三)
- 一七、その他どんな事項が改正になつて居りますか……………(三)
- 一八、改正令は何日から施行されるのですか……………(三)

(參考)

會社經理統制令運用方針

- (一) 會社經理統制令運用方針 (昭和十五年十二月七日) (大藏省發表)……………(三)
- (二) 會社經理統制令運用方針追加第一號の件 (昭和十五年十二月十日) (大藏省發表)……………(四)
- (三) 同上に對する當局の説明……………(四)

新舊對照 改正會社經理統制令一覽表

- (一) 會社經理統制令 (昭和十五年十月十九日) 改正 (昭和十六年九月十七日)……………(五)
- (二) 會社經理統制令施行規則 (昭和十五年十月十九日) 改正 (昭和十六年九月十七日)……………(八)
- (一) イ、利益配當許可申請書……………(二)
- (一) ロ、自己資本計算……………(二)

各申請書及報告書様式及記載心得

- (一) ハ、同上記載心得……………(一九)
- (二) イ、配當率指定申請書……………(三)
- (二) ロ、自己資本計算……………(三)
- (二) ハ、同上記載心得……………(三)
- (三) イ、積立金使用許可申請書……………(三)
- (三) ロ、同上記載心得……………(三)
- (四) イ、役員報酬支給許可申請書……………(三)
- (四) ロ、同上記載心得……………(三)
- (五) イ、役員賞與支給許可申請書……………(三)
- (五) ロ、同上記載心得……………(三)
- (六) イ、役員退職金準則(變更)許可申請書……………(三)
- (六) ロ、同上記載心得……………(三)
- (七) イ、役員退職金支給許可申請書……………(三)
- (七) ロ、同上記載心得……………(三)
- (八) イ、役員臨時給與支給許可申請書……………(三)
- (八) ロ、同上記載心得……………(三)
- (九) イ、社員初任基本給料準則承認申請書……………(三)
- (九) ロ、同上記載心得……………(三)
- (九) ハ、社員初任基本給料支給許可申請書……………(三)
- (九) ニ、同上記載心得……………(三)
- (一〇) イ、社員昇給許可申請書……………(三)
- (一〇) ロ、社員の學歴年齢別員數……………(四)
- (一〇) ハ、同上記載心得……………(四)
- (一一) イ、賞與期間(變更)届書……………(五)
- (一一) ロ、同上記載心得……………(五)
- (一二) イ、社員賞與支給方法承認申請書……………(五)
- (一二) ロ、同上記載心得……………(五)
- (一三) イ、社員賞與支給許可申請書……………(五)
- (一三) ロ、同上記載心得……………(五)
- (一四) イ、社員賞與經費支出許可申請書……………(五)
- (一四) ロ、同上記載心得……………(五)
- (一五) イ、社員臨時給與支給許可申請書……………(五)
- (一五) ロ、同上記載心得……………(五)
- (一六) イ、役員雜報承認申請書……………(五)
- (一六) ロ、同上記載心得……………(五)
- (一七) イ、社員手承承認申請書……………(五)
- (一七) ロ、同上記載心得……………(五)
- (一八) イ、社員退職承認申請書……………(五)
- (一八) ロ、同上記載心得……………(五)

(一九) イ、機密費等基準月額報告書……………	(一七)	(二五) ロ、同上記載心得……………	(一八)
(一九) ロ、同上記載心得……………	(一七)	(二六) イ、資金借入許可申請書……………	(一八)
(二〇) イ、機密費等承認申請書……………	(一七)	(二六) ロ、同上記載心得……………	(一九)
(二〇) ロ、同上記載心得……………	(一七)	(二七) イ、會社概況報告書(甲)……………	(一九)
(二一) イ、機密費等基準月額超過支出許可申請書……………	(一七)	(二七) ロ、同上記載心得……………	(一九)
(二一) ロ、同上記載心得……………	(一七)	(二八) イ、會社概況報告書(乙)……………	(一九)
(二二) イ、寄附金等支出豫定額(變更)報告書……………	(一七)	(二八) ロ、同上記載心得……………	(一九)
(二二) ロ、同上記載心得……………	(一七)	(二九) イ、旅費規程報告書……………	(一九)
(二三) イ、寄附金等豫定超過支出許可申請書……………	(一七)	(二九) ロ、同上記載心得……………	(一九)
(二三) ロ、同上記載心得……………	(一七)	(三〇) イ、會社經理狀況報告書……………	(一九)
(二四) イ、株式(取得處分)許可申請書……………	(一八)	(三〇) ロ、同上記載心得……………	(一九)
(二四) ロ、同上記載心得……………	(一八)	(三一) イ、自己資本計算書……………	(一九)
(二五) イ、 <small>特許權 漁業權</small> 取得許可申請書……………	(一八)	(三一) ロ、同上記載心得……………	(一九)
		(三二) イ、利益金配當金及給與狀況調書……………	(一九)
		(三二) ロ、同上記載心得……………	(一九)
		(三三) イ、特殊支出調書……………	(一九)
		(三三) ロ、同上記載心得……………	(一九)

會社經理統制令關係法規

(一) 會社經理統制令施行規則第三十一條	(昭和十五年十二月四日)	(二〇)
第一項に掲ぐる施設の範圍指定の件	(閣令第十七號)	(二〇)

— 目次終 —

新舊 改正會社經理統制令の概説

商工經營研究會

一、本令はどう改正されたのですか

政府は最近の國際情勢の緊迫に伴ふ國內整備の必要を痛感し先づ官廳事務の運行に關し此の際根本的對策を講じ特に重點主義を採用して官廳事務の簡捷化を圖らんとする趣旨に鑑み今度の會社經理統制令に付ても之が趣旨に則り改正を企圖することとし取り敢へず同令に基く許可、報告事項の整理、様式の簡易化、申請手續の簡易化其他に關し攻究中のところ、今回大體次の如き改正方針及要領を定例閣議に附議決定するに至つたのであります。其の改正趣旨竝に内容は大體次の如くであります。

第一、方針

最近における内外諸情勢の緊迫化に對應し、此際會社經理統制令の施行に關する官民相互の事務を出來得る限り簡捷化すること等を主眼として本令の改正を爲す。

會社經理統制令の概説

第二、要領

一、許可事項の整理

會社經理統制令の運用方針に於て原則として許可すべきことを定め居る事項につき出來得る限り許可事項を整理す。

(1) 役員報酬の許可

現行規定においては直前の事業年度の役員報酬總額を越ゆる場合は許可を要することとなりを改め、本令施行後の各事業年度に付支給したる又は主務大臣の許可を受けたる役員報酬の中最高のものを超えざる限り許可を要せざるものとす。

(2) 社員昇給の許可

(イ) 應召者、入營者、應徵者等が會社の勤務に復したる後一年以内に爲す昇給は許可を要せざるものと改む

(ロ) 現在給料が法定の初任給(學校卒業後の年數に應じ定められ居る加算額を加算したるもの)より低き社員を法定の初任給迄引上げる爲の昇給は許可を要せざるものと改む。

(3) 社員の特殊の手當

閣令を以て定むる家族手當、應召手當、入營手當、傷病手當、休職手當の準則の制定、變更の許可に付申請後一定期間を経過したるときは許可ありたるものと看做すものとす。

二、報告事項の整理

會社經理統制令の規定において提出を命じ居る諸報告事項は統計資料の整備及事後検査の必要に基くものなるも、必要止むを得ざる場合は會社に對して照會をなすこととし之等諸報告事項を出來得る限り省略整理す

(1) 特殊支出豫定額の報告

現行規定に於ては特殊支出(即ち(一)機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等、(二)寄附金、(三)福利施設費、(四)研究費)に付ては資本金百萬圓以上の會社に對し毎事業年度の始めに其の豫定額を報告せしめ其の報告額を基準として之を規制し居るを改め

(イ) 機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費用につきては原則として本改正前後の二事業年度の平均実績を基準額とし之を越ゆる場合に許可を要するものとす。尙右基準額は本改正後直ちに會社をして之を報告せしむるものとし、而して會社は承認を受けて之を増額することを得、又主務大臣は命令に依り之を減額せしめ得るものとする。

(ロ) 寄附金に就ては毎事業年度豫定額を報告せしめ之に依り規制を爲すことは現行の通なるも豫定額は事業

年度開始前に報告せしむることに改む。

(ハ) 福利施設費及び研究費に就ては毎事業年度実績を報告せしむるに止む。

(2) 諸報告

現行規定に於ては毎事業年度經理狀況報告書を提出せしめ之に各種の調書の添附を命じ居るも、之等諸報告事項を徹底的に整理し且その内容を簡略化する。

三、様式の簡略化

會社經理統制令の規定に依る許可申請書、報告書等の様式はその審査の爲め必要な事項を精細に記入せしむることとなり居るも、必要ある場合に於ては會社に對し照會を爲すこととし、之等様式を出來得る限り簡略化する。

四、申請手續の簡略化

現行規定に於ては大藏大臣のみが主務大臣たる會社の報告書及び申請書は所轄稅務署を経由して提出することと定められ居るを改め、財務局長に事務を委任せられ居るものを除きその他のもの即ち資本金五百萬圓以上の會社及び特に指定する會社の總ての報告書及び申請書並に總ての會社の機密費、寄附金等に關する申請書及び報告書は直接之を大藏省に提出せしむるものとす。

五、その他の改正

(1) 社員初任給の規定に付現行規定に於ては許可を受くる道の開かれ居らざるを改め、轉職者及び特別の經歷又は技能を有する者に限り限度を超越る初任給の支給に付許可を受くるの道を開く。

(2) 主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及び期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に基く義務を免除することを得るものとす。

二、本令並に施行規則のどの條文が改正されたのですか

今度改正せられたる會社經理統制令並に同施行規則の改正條文は大體次の如きものであります。

一、會社經理統制令

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (イ) 第一條 (新に追加改正す) | (ト) 第二十七條 (全文削除す) |
| (ロ) 第十一條 (第一號を改正す) | (チ) 第二十九條 (新に全文改正す) |
| (ハ) 第十二條 (第一號第二號及第四號に但書を加ふ) | (リ) 第二十九條の二 (新に追加す) |
| (ニ) 第十八條 (新に但書を加ふ) | (ヌ) 第二十九條の三 (新に追加す) |
| (ホ) 第十九條 (新に全文改正す) | (ル) 第三十八條の二 (新に追加す) |
| (ヘ) 第二十六條 (新に「役員退職金」を加ふ) | (ヲ) 第三十八條の三 (新に追加す) |
| | (ワ) 第三十八條の四 (新に追加す) |

- (カ) 第三十九條 (第一項全文を改正す)
- (ヨ) 第四十條 (新に全文を改正す)
- (タ) 第四十一條 (新に追加改正す)
- (レ) 第四十二條 (官名を改正す)

二、會社經理統制令施行規則

- (イ) 第三條 (削除の上追加改正す)
- (ロ) 第五條 (〃)
- (ハ) 第十五條 (轉職者のカツコを削る)
- (ニ) 第十六條の二 (新に追加す)
- (ホ) 第十七條 (新に一部改正す)
- (ヘ) 第十七條の二 (新に追加す)

- (ト) 第二十四條 (新に一部改正す)
- (チ) 第三十一條 (全文削り新に改正す)
- (リ) 第三十二條 (全文削り新に改正す)
- (ヌ) 第三十三條 (〃)
- (ル) 第三十四條 (〃)
- (ヲ) 第三十四條の二 (新に追加す)
- (ワ) 第三十四條の三 (〃)
- (カ) 第四十三條 (第二項第二號より八號まで並に第三項を削り新に第二項第二號から四號まで新に改正す)
- (ヨ) 第四十三條の二 (新に追加す)
- (タ) 第四十五條 (削除の上新に追加す)
- (レ) 其他別表及書式改正 (後頁参照)

而して右の改正された條文に付て新舊對照を示した一覽表は後頁を参照して下さい。

三、役員報酬より除外せられる手当はどう改められたのですか

本令第十一條に依れば役員給與は報酬、賞與、退職金、臨時給與、雜給與より成るのであります、この

中今度改正になつたのは役員報酬の項目であります、從來第十一條第一項第一號に依る報酬の意義に付きましては會社が役員に對し一定の金額に依つて定期に支給する給與でありまして之を経費として經理するものを謂ふのであります。尤もこの場合在勤手当其の他特定の事由に依つて特定の役員に對し支給するものを除くといふことに定められて居つたのであります。この度從來の第十一條第一號但書を改められ「但し在勤手当其の他第二十條各號に掲ぐる社員手当に準ずる手当を除く」と明記することとなつたのであります。御承知の如く役員報酬とは會社の經費より定期的に支給する給與であります、然しこの定期的に支拂ふ給與といふものの中には如何なるものを包含せしむべきかに付ては頗る問題となるのであります。茲に於て本第十一條第一項第一號に依り報酬の中には從來も在勤手当其の他特定の事由に依り特定の役員に對するものを除くといふ規定であつたのであります。が法文の其の他特定の事由に依り特定の役員に對し支給するものとは圖たして如何なるものを意味するか其の内容極めて不明確と謂はなければならぬのであります。茲に於て之を明示すると共に報酬の限界を明にするため報酬には在勤手当其の他第二十條に依る社員手当に準ずる手当を除くことに改められたのであります。今第二十條に依つて指示せられて居る手当を列挙すれば大體次の如きものであります。

- (一) 在勤手当、僻地手当其の他特殊地域に在勤するに因り支給する手当
- (二) 危険手当其の他生命、健康等に關し危険又は有害なる特定の勤務に従事するに因り支給する手当

(三) 居残手当、宿直手当其の他特定の追加勤務に對し支給する手当

(四) 閣令を以て定むる家族手当基本給料月額百圓以下の者に對し其の扶養家族一人に付月二圓の割合に依り計算したる金額(其の金額が十圓を超えるときは十圓)を超えざる金額に依り支給するものに限る。
而して家族手当を受くる前記の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の収入に依り生計を維持する者を謂ふのであります。

- 一 配偶者(届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者を含む)
- 二 滿六十歳以上の父母にして本人と同一戸籍内に在る者
- 三 滿十八歳未滿の子にして本人と同一戸籍内に在る者
- 四 不具廢疾者にして本人と同一戸籍内に在る者
- 五 食事手当又は被服手当
- 六 歩合に依り支給する手当
- 七 現物を以て支給する手当
- 八 其の他閣令を以て定むる手当(次のイからヌまでの手当)

イ 傷病手当

ロ 休職者に對する手当

ハ 應召者又は入營者に對する手当

ニ 集金手当、出納手当、出札手当等金錢取扱に對する手当

ホ 特殊地域通勤手当

ヘ 交通業に従事する社員に對する無事故手当又は乗務手当

ト 電力供給業又は瓦斯供給業に従事する社員に對する電力又は瓦斯の盜用防止手当

チ 保険料の補給

リ 繼續して利用せしむる住居其の他の施設又は便益

ヌ 其の他前各號に準ずるもの

御承知の如く第二十條は社員に對する手当の規定なるがために役員には其の儘適用するものではなく之が適用せらるべきもののみが準用せられるのであつて各號全部の準用を必らずしも意味するわけではないのであります。

以上の如く役員の報酬の中に在勤手当其の他第二十條各號に依る手当が報酬に包含せられないこととなれば斯かる手当は如何にして支給すべきかが問題となるわけでありまして之は第十一條第一項第五號に依る雜給與として支拂を爲すべきことになるのであります。實は今度の改正は役員の報酬より除外すべき所謂雜給與の定義を明確ならしめたものでありまして之に依つて従來例へば特定の役員に對する交際費等も雜給與であるかの如き誤解を與へたので改正令に於ては役員雜給與は在勤手当其の他第二十條各號に掲ぐる社員手当に準ずるもの

のみに明確に限定することとなりたるがため上記の役員に對する交際費等は定期に經費を以て支出するものに對しては之は報酬と解すべきものとなりますのであります。而して之が雜給與の支拂には第十六條に依つて第二十四條又は第二十五條若は第二十六條の夫々の報告又は許可若は命令に依る準則の制定を要することは勿論であります。

(註)

第二十四條 本令施行の際本章の規定の適用を受くる會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閣令の定むる所に從

ひ本令施行の際に於ける役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當及社員退職金の準則を主務大臣に報告すべし

第二十五條 會社は役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當及社員退職金の準則に付主務大臣の承認を受くべし

第二十六條 主務大臣は役員又は社員の給與及其の支給方法の適正を圖る爲必要ありと認むるときは會社に對し役員若

は社員の給與の金額若は支給方法に關し必要な命令を爲し又は役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當若は社員退職金の準則の制定、變更若は廢止を命ずることを得

四、役員報酬の限度はどう改められたのですか

役員報酬の限度については從來第十二條に於ても明かなる如く會社は毎事業年度の役員報酬を支給せんとする場合に於ては次に該當するときには主務大臣の許可を受くべきことに定められて居るのであります。

- 一 支給せんとする役員報酬の合計金額が直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額(當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ては閣令の定むる所に依り計算したる金額)を超ゆるとき
- 二 直前の事業年度に於て役員報酬を支給せざりしとき

三 設立後最初の事業年度の役員報酬なるとき

四 合併後最初の事業年度の役員報酬なるとき

五 第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度の役員報酬なるとき

上記の中年度の改正は第一號及第二號改正と第四號但書の追加であります。

然らば第一號はどう改正されたかといふことになるのであります。之は從來は曩にも述べたる如く役員報酬の合計金額と謂ふものは原則として直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額となつて居つたのであります。例へば一萬圓の許可を受けたる場合にも役員等の理由で今期に其の許可額まで支給しなかつた場合には次ぎの事業年度に其の缺員が補充されて上記の一萬圓を支給するには主務大臣の許可を要したのであります。又例へば二萬圓の報酬を支給して居つた會社が役員等の理由で以て或る事業年度だけ支給額を減少したときも再び従前の金額を支給するためには許可を受けることが必要であつたのであります。今年度の改正に於てはやや緩和して支給せんとし役員報酬の合計金額が昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十一月五日)以後終了したる各事業年度に付て支給したる役員報酬(例へば事業年度が一年に一回なる時は一月から十二月迄の分を又二回なるときは一月から六月迄の分の支給合計額)又は第十二條の規定に依つて主務大臣の許可を受けたる役員報酬の事業年度毎の合計金額(當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度に付ては閣令の定むる所に依つて計算したる金額)の中最も多き金額(之を最高報酬額と稱す)を超えない限り許可必要となつて一度減額しても自由に元の金額に復し得ることとなつたのであります。例へば六月、十二月の年二回の事業年度とする會社に在りては昭和十六年一月から六月迄の役員報酬は一萬圓であつ

たとす、之が假に第十二條の許可申請に依つて一萬二千圓迄許可せられたりとするれば今度の改正に於ては今後一萬二千圓所謂本令の最高報酬額までは許可不要となるわけでありまして、之を越ゆる場合に限つて許可を要することに改められたのであります。最高報酬額は本令施行後の各事業年度の月数が同じである場合には問題が生じないのであります。事業年度の月数に變更のあつた場合例へばA會社に於て役員報酬を支給しやうとする事業年度甲が年一回即ち十二ヶ月であつて昨年の經理統制令施行後二事業年度を終了したるもの其のつが三ヶ月で他の一つが六ヶ月であつた場合三ヶ月の事業年度乙については五萬四千圓の役員報酬を支給し、六ヶ月の事業年度丙には拾二萬圓の許可を受けて居つたとすれば甲事業年度については乙事業年度に支給した五萬四千圓を乙事業年度の月數三で割つて甲事業年度の月數十二を乗じて得た二十一萬六千圓と、丙事業年度に許可を受けた十二萬圓を丙事業年度の月數六で割つて甲事業年度の月數を乗じて得た二十四萬圓の中高い方即ち二十四萬圓が最高報酬額となるわけでありまして、算式を示せば次の如くであります。

$$54,000 \text{圓} \times \frac{12}{3} = 216,000 \text{圓} \quad 120,000 \text{圓} \times \frac{12}{6} = 240,000 \text{圓}$$

次には第二號であります。従前は直前の事業年度に於て役員報酬を支給せざりしものが支給せんとするときには許可を要したることは勿論であります。今度の改正に於ても許可を要することは従来と同様であります。本令改正後の基準は直前の事業年度に於てではなくして昭和十五年十月二十日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十一月五日）以後終了したる各事業年度に於て役員報酬を支給せざりしときに改められたのであります。要するに従來の基準は直前の事業年度としたるを昭和十五年十月二十日以後の終了したる事業年度に改められたことに依る當然の改正であります。

次には第四號の合併後最初の事業年度の役員報酬に關する規定を改正したのであります。實は元の第四號

に依ると合併後最初の事業年度の役員報酬は總て許可を受けることを要するため例へば大會社が小會社を吸収合併した場合に其の後存続する會社が役員並に役員報酬にも何等の變更もない場合でも一つ一つ許可を受けることを要したのであります。今度の改正令に於ては會社の手数を成るべく省くため斯かる役員數並に役員報酬にも變更がない場合等には許可を受けることを要せざることに改めたのであります。

尤も新設合併の場合又は他會社を吸収合併して役員數に變更を來したり又は役員報酬額を増加する場合等には許可を受けることを要するは従来と全く同様であります。

尙茲に注意を要することは但書にもある如く存続する會社の最高報酬額を標準とするのであつて合併前の各會社の最高報酬額の總額迄支出するのに許可不要との意ではないことであります。

五、役員退職金はどうか改められたのですか

従來令第二十六條に依れば主務大臣は役員又は社員の給與及其の支給方法の適正を圖る爲に必要ありと認むるときには會社に對して役員若しくは社員の給與の金額若しくは支給方法に關し必要な命令を爲し又は役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當若しくは社員退職金の準則の制定、變更若しくは廢止を命ずることを得ることになつて居るのであります。所謂社員の退職金は同條に依つて取締られて居つたのであります。今迄役員に對する退職金は令第二十六條に明文が存しなかつたのであります。茲に於て之が給與の適正化を圖るためには單に社員のみに限定せず更に一般的に之が公正を期せんとして従來除かれて居つた役員退職金に對しても之を取締る必要上本第二十六條の役員雜給與の下に更に役員退職金を加へ之が準則の制定、變更若しくは廢止を命じ得ることとなつたわけであります。

六、社員の初任基本給料の變更許可申請は出来るやうになつたのですか

令第十八條に依つて社員の初任基本給料は既に定められこの限度額を超えて支給することを得ないことは明かなところでありませんが、今度の改正に當りては之が從來殆ど例外的許可申請を爲し得なかつたものを特に轉職者又は特別の經歷若は技能を有する者に對しては初任基本給料の支給に例外許可を爲すこととしたのであります、之が改正第十八條但書は次の如くであります。

「但し轉職者（前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ）又は特別の經歷若は技能を有する者に付主務大臣の許可を受けて爲す初任基本給料の支給に付ては此の限に在らず」

茲に一言注意を要することは學校卒業直後入社する社員の初任基本給料に關しては從來通り個別的の許可を爲す道は開いて居らないし又初任基本給料の準則に關する承認の規定も從來通りでありますから今回の改正に依る許可は主として轉職者等に付て個別的の許可の道を開いたものであります。

而して令第十八條初任基本給料のの限度は別表に掲ぐる金額を月額（年俸者に付ては年俸額の十二分の一、週給者に付ては週給額の七分の三十、日給者に付ては日給額の三十倍）としたる金額とすることに定められて居るのであります。尤も次の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額とされて居るのであります、即ち

- 一 特別の經歷若は技能又は特別の學歷を有する者に付て其の初任基本給料の準則に關し主務大臣の承認を受けたるときは其の金額
- 二 轉職者に付て前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與の月額の百分の百十に相當する金額が別表に掲ぐる金額を超ゆるときには其の金額を定められて居るのであります

が第一號に該當する場合を除くことになつて居ることは勿論であります、例へば轉職者甲は前職に於て假に百圓であつたとすればこの百圓に百分の百十を乗じたる百十圓が假に別表該當金額百五十圓を超ゆることとなれば右の百十圓が所謂轉職者甲の給與月額となるわけであり、尤も特別の經歷者、技能者又は特別の經歷を有する者に付ては第一號に明記ある如く本號からは除外されて居るのであります。

上記令第十八條の規定に依つて轉職者又は特別の經歷若は技能を有する者の初任基本給料の支給に付て主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第九號の二の様式に依る社員初任基本給料支給許可申請書を主務大臣に提出することに定められて居るのであります。

七、社員の基本給料の増加支給（昇給）にどんな例外が認められるのですか

從來令第十九條に依れば會社は閣令の定むる限度を超えて社員の基本給料を増加支給（之を昇給と稱す）せんとするときは主務大臣の許可を受くべきことに定められて居たのであります、今度の改正に當りては之に對して次の如き例外が認められることとなつたのであります。

- (イ) 入營したる社員（陸軍衛生部將校の補充及現役期間の臨時特例第四條第一項若は陸軍技術部將校の補充及現役期間の臨時特例第七條第一項の規定に依り短期現役に服する將校又は海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及造兵科士官現役期間特例第一條の規定に依り短期現役に服する士官と爲りたる者を含む）、
- (ロ) 召集せられたる社員、
- (ハ) 徴用せられたる社員、
- 右の社員等が退營し又は召集若は徴用を解除せられ會社の勤務に復したる場合に於て勤務に復したる後一年以内に當該社員に付爲す昇給

二 基本給料が閣令の定むる金額に達せざる社員に付て爲す昇給にして其の昇給後の基本給料が閣令の定むる金額を超えざるもの

尤も上記第二號の金額は別表に掲ぐる金額を月額としたる金額とすることに施行規則第十七條の二に規定せられて居るのであります。

別表

區分	標準	基本給料月額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓五十錢ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
中學校令ニ依ル中學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	中學校令ニ依ル中學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額

高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
國民學校令ニ依ル國民學校高等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	國民學校令ニ依ル國民學校高等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
國民學校令ニ依ル國民學校初等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	國民學校令ニ依ル國民學校初等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額

以上述べたる如く入營社員、應召社員又は應徵社員が、退營又は召集若くは徵用の解除に依つて再び會社の勤務に服した場合、假にその入營、應召されて以來昇給を停止されてゐたとすれば、之が同僚との權衡上直に昇給させるのが當然と謂はなければならぬのであります。この場合舊法では經過年數一年について七%を超えるときは昇給の許可申請が必要であつたのであります。今度の改正令に於ては斯かる場合の昇給については法定の限度を置かず、法律上はいくら昇給させても差支へないこととなつたのであります。従つてこの點は會社の自治に委されたわけでありす。今回入營者、應召者、應徵者が會社の勤務に服した後一年以内に爲す昇給に許可を要しないこととしたが特に一年以内といふ期限を附したのはなるべく早く同僚の給與の程度まで昇給させるやうにしたいといふ考から出たのであります。尤も何かの都合で一年以内に之が昇給せしめることが出来なかつたために一年經過後に昇給させる場合等に於ても、許可の申請は必要であります。申請すれば從來通り當局は速急に許可する方針の様であります。

次に初任給の最高限度として、學校卒業者については卒業直後の初任給及び卒業後の年數に應じ一定の金額を加算した初任給を支給することに定めて居るのであります。假に會社に勤務中に夜學等に通つて新に學

歴を取得した場合、その新たな學歷に應じた初任給まで昇給させる場合にも、舊法によれば七%を超える限り許可を要したのであります。又會社が初任給を改訂し、之を本令の最高限度まで引上げた場合に於て古參社員の基本給料を新入社員との權衡上、その改訂された初任給に應じて引上げる場合にも從來は七%を超える限り許可を要したのであります。從來當局もこれ等の事情の場合には運用方針で以て原則として許可して參つたのであります。従つて改訂例に明かなる如く基本給料が閉令の定める金額に達しない社員について爲す昇給にして、その昇給後の基本給料が閉令の定める金額を超えないものは許可を要しないことになつたわけであります。この閉令の定める金額とは、規則第十七條ノ二にある通り經理統制令の別表に定めたる金額のことであつて、初任給から毎年七%の昇給をしたものと假定した金額でないことは勿論であります。曩に述べたる應召者、入營者等が歸還した場合の昇給及び基本給料が、閉令の定める金額に達しない社員について爲す昇給は、許可を要しないことになつたのであります。これに伴つてこの種の許可を受けずに行ふ場合の昇給は、規則第十七條の昇給の限度から全然別勘定とされ、規則第十七條の昇給該當者からも、又昇給金額からも除外されることとなつたのであります。

例へば百人の社員の中昇給該當者が七十人あつたとして其の中五人は改正勅令第十九條第二項第一號に該當する昇給をなす社員であり五人は第二號に該當する昇給を爲す社員であつたとすると其の十人は則第十七條の制限から除外し其の他の六十人の昇給該當者に付規則第十七條の計算をして昇給を決すればよい譯であります。尙ほ上記の學校卒業者に於て新學歷を取得した場合とは次の如き場合を指すのであります。例へば從來の規定に依れば或中學校を卒業した社員で五十圓の月給の者が、會社に勤務の側ら専門學校を卒業した場合、専門

學校卒業者の初任給たる六十圓の月給を支給することは十圓の昇給となり、例へば其の社員一人を昇給せしめると假定すれば經過年數が一年であつたとすると五十圓の七%たる三圓五十錢を超えるから許可が必要となるのであります。今回の改正令では基本給料が閉令の定める金額に達せざる社員に付て爲す昇給にして其の昇給後の基本給料が閉令の定める金額を超えざるものは許可不要としたのであります。又會社が初任給を改訂した結果古參社員の基本給料を法令に定めた初任給迄是正する場合例へば法令の初任給は専門學校卒業の事務者に就ては六十圓となつて居るのであります。會社が從來例へば五十圓で採用して居つたのを今回六十圓で採用することにしたこととすると古參社員との間に權衡を失ふことになるので、専門學校卒業後三年經過した社員を六十圓に卒業後の經過年數一年に付二圓を加算した六十六圓迄引上げて權衡を保ちたいと云ふ場合にも經過年數一年に付七%を超えるると許可が必要であつたのであります。今回の改正令に於ては基本給料が閉令の定める金額に達せざる社員に付て爲す昇給であつて其の昇給後の基本給料が閉令の定める金額を超えざるものは許可を要しないこととしたのであります。茲に最も注意を要することは閉令の定める限度とは則第十七條ノ二にある通り經理統制令の別表に定むる金額のことであつて初任給に年七分を乗じたものでないことは勿論であります。

八、社員賞與の例外的支給はどう改められたのですか

令第二十一條に依れば會社が賞與期間に付て社員に對し支給する賞與の總額と第二十條各號に掲ぐる手當以外の手當の當該賞與期間中に於ける支給總額との合計金額は閉令の定むる限度を超ゆることを得ないのが原則であります。尤も別に閉令の定められて居る場合は除かれて居ることは勿論であります。この限度を超えて支給する金額に付ては令第二十一條第二項に於て特別の許可を受けたる場外を除き會社は之を經費として經理す

ることを得ないことになつて居ることは従來と同様であります。

この度の改正に於ては令第二十一條第一項但書が改正になつたのでありまして従來上記の社員賞與に對する例外的許可として認められて居つたのは大體次の如きものでつたのであります。

一 當該賞與及手當の合計金額中令第二十一條第一項の限度を越ゆる部分を左の方法に依り支給するとき但し其の超過金額は當該賞與期間中に於ける基本給料の支給總額の二分の一を越ゆることを得ず

(甲) 國債證券又は貯蓄債券を以て支給し當該會社に於て當該國債證券又は貯蓄債券を當該社員退職に至る迄保管するもの

(乙) 郵便貯金と爲さしめ當該會社に於て當該郵便貯金の通帳を當該社員退職に至る迄保管するもの

(丙) 前二號に規定するものの外主務大臣の承認を受けたる方法に依るとき」

上記に對して今後一層國債、證券の消化と貯蓄奨勵の主旨を以て先般制定された國民貯蓄組合法との調和を圖るため次の如く施行規則第二十四條第一項第一號中(甲)、(乙)及(丙)を改正するに至つたのであります。

(甲) 國債證券、貯蓄債券若は報國債券を以て支給し又は郵便貯金、銀行への預金若は信託會社への金銭信託と爲さしめ當該會社に於て當該國債證券、貯蓄債券若は報國債券又は當該郵便貯金、銀行預金若は金銭信託の通帳若は證書を本人又は家族の病氣其の他已むを得ざる事由を生じたる場合の外當該社員の退職に至る迄保管するもの

(乙) 當該會社に於ける國民貯蓄組合の斡旋に依る貯蓄(國債證券、貯蓄債券若は報國債券の買入又は郵便

貯金、銀行への預金若は信託會社への金銭信託にして組合規約の定むる所に依り當該國債證券、貯蓄債券若は報國債券の賣却又は當該郵便貯金、銀行預金若は信託したる金銭の拂戻に付組合長の承認を要するものに限る)と爲さしむるもの

(丙) (甲) 又は (乙) に規定するものの外主務大臣の承認を受けたる方法

九、脱法行法に對する取締はどう強化されたのですか

従來第二十七條の規定するところに依れば會社は何等の名義を以てするを問はず本章の規定に依る制限を免るる目的を以て役員に對し給與を支給することを得ざる旨を規定して居つたのであります。が今度の改正令に於ては單に本章即ち第三章の役員及社員給與に止らず本令に基く制限を免るる行為を爲すことを得ざることに第三十八條の三に規定するところとなつたのであります。之がために本第二十七條は削除せられ新に強化規定が第三十八條の三に定められることになつたのであります。

(註)

第三十八條の二 會社は何等の名義を以てするを問はず本令に基く制限を免るる行為を爲すことを得ず

一〇、機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費、寄附金、福利施設費、研究費等の報告はどう改められたのですか

従來機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費、寄附金、福利施設費、研究費等についての報告は第二十九條に依つて毎事業年度に於ける此等のものの支出(利益金處分に依るものを含む)の豫定額を主務大臣に報告すべきことに定められ之が報告金額を限度として支出額が認められて居つたのであります。更に之を詳細に述べ

すれば機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出について報告を致したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て之を支出することを得なかつたのであります。

亦閣令を以て定むる福利施設費及右の福利施設費以外の福利施設其の他之と同様の性質を有する支出について報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て之を支出を爲さんとするときには主務大臣の許可を受くることを要したのであります。

更に寄附金其の他之と同様の性質を有する支出及研究費其の他之と同様の性質を有する支出について報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て之を支出したるときには其の旨を遅滞なく主務大臣に報告することを要することになつて居つたのであります。亦寄附金其の他之と同様の性質を有するものを除いて主務大臣に於て必要ありと認むるときには其の支出金額又は其の經理の方法に關して必要な命令を爲すことを得る旨定められて居つたのであります。が今度の改正に於ては右の機密費、交際費、接待費等に付ては豫定額の報告主義を廢止し實蹟主義に改むると共に已むを得ざる場合に於ての許可の道を聞くこととなつたのであります。之は從來の所謂豫算主義は場合に依つては却つて機密費等の濫費を來す虞もあるし又此等の許可の道の開かれて居らないことは絶対に必要なる廣告宣傳費等の支出の方法がない不便があつたがため改正令は昭和十六年九月十六日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年九月三十日）現在に於て資本金百萬以上の會社は國家總動員法第三十一條の規定に依つて閣令の定むる所に従つて機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む之を機密費等と稱す）の基準月額を主務大臣に報告すべきことに改められたのであります。茲に於て基準月額とは昭和十六年九月十六日以前最終に決算確定したる二事業年度（同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度）に

於て支出したる機密費等の合計金額を其の二事業年度（同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度）の月數を以て除して得たる金額とすることに定められて居るのであります。

右の月數は曆に従ひて之を計算し一月未滿の端數を生じたる時は之を切捨つるのであります。亦令第二十九條第一項の規定に依つて機密費等の基準月額を主務大臣に報告すべき會社は昭和十六年十月十六日迄に別表第十九號様式に依る機密費等基準月額報告書を主務大臣に提出することを要するのであります。

而して茲に最も注意を要することは昭和十六年九月十七日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十月一日）以後設立（合併に因る設立を含む以下本項に於て同じ）せられたる資本金百萬圓以上の會社若しは資本増加（合併に因る資本増加を含む）に因つて資本金百萬圓以上と爲りたる會社又は同年九月十六日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年九月三十日）以前設立せられたる資本金百萬圓以上の會社若しは資本増加に因つて資本金百萬圓以上と爲りたる會社にして九月十六日以前に會社の設立後若しは資本増加後決算確定したる事業年度なき會社は閣令の定むる所に依つて機密費等の基準月額を定めて主務大臣の承認を受けることを要するのであります。要するに昭和十六年九月十六日以前に既存し事業一年度を有する百萬圓以上の會社は基準月額の報告を爲すのであります。が此等の以外のものは總て基準月額を定めて主務大臣の承認を受けることを要するわけでありませぬ。

従つて右の令第二十九條第二項の規定に依る機密費等の基準月額に付て主務大臣の承認を受くべき會社は昭和十六年九月十七日以後設立せられたる會社又は合併に因つて設立せられたる會社に在りては其の設立又は合併後、資本増加又は合併に因つて資本金百萬圓以上と爲りたる會社に在りては其の資本増加又は合併後三十日

以内に、同月十六日以前設立せられたる會社若は合併に因り設立せられたる會社又は資本増加若は合併に因り資本金百萬圓以上と爲りたる會社にして同日以前に其の設立後、資本増加後又は合併後決算確定したる事業年度なき會社に在りては同年十月十六日迄に別表第二十號様式に依る機密費等基準月額承認申請書を主務大臣に提出することを要するであります。

亦ここに注意を要することは令第二十九條第一項及第二項の資本金百萬圓以上の會社は機密費等の基準月額を増額せんとするときは主務大臣の許可を受けることを要するものでありまして右の機密費等の基準月額の増額に付て主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十號様式に依る機密費等基準月額増額許可申請書を主務大臣に提出することを要するものであります。主務大臣に於て若し必要ありと認むるときには資本金百萬圓以上の會社に對して機密費等の基準月額を減額すべきことを命ずることを得ることは勿論であります。

而して資本金百萬圓以上の會社は毎事業年度に於て支出せんとする機密費等（機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出）の合計金額が令第二十九條第一項、第二項、第三項、第四項の規定に依つて報告し、承認を受け、増額し又は減額したる基準月額に當該事業年度の月數（曆に従ひ計算し一月未滿の端數を生じたるときには之を一月に切上ぐることを）を乗じて得べき金額を超過るときには主務大臣の許可を受けなければなりません。右の金額を超過る機密費等の支出を爲すに付て主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十一號様式に依る機密費等基準月額超過支出許可申請書を主務大臣に提出することを要するものであります。尙ほ茲に注意を要することは本令施行前に従前の第二十九條第一項の規定に依つて本令施行後最初に終了する事業年度に付て同項第一號に掲ぐる支出の豫定額を報告したる會社が當該事業年度に於て其の豫定額の範圍内に於て爲す機密費等の支出に付ては令第二十九條第五項の改正規定は之を適用し

ないことになつて居ることあります。

亦上記の第二十九條第一項から第五項までの規定は特別の法令に依つて設立せられたる會社には之を適用しないことになつて居るのであります。

次に寄附金の問題であります。この寄附金の支出については改正令に於ては新に第二十九條の二を設け規定致して居るのであります。同條に依れば資本金百萬圓以上の會社は國家總動員法第三十一條の規定に依つて閣令の定むる所に従つて毎事業年度に於ける寄附金其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む之を寄附金等と稱す）の豫定額を主務大臣に報告すべきことに定められて居るのであります。右の報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超過て當該事業年度に於て寄附金等を支出せんとするときは主務大臣の許可を受けることを要することは從來と同様であります。尤も本第二十九條第一項並に第二項の規定は特別の法令に依つて設立せられたる會社には之を適用しないことになつて居ることは前述の場合と同様であります。

而して令第二十九條の二第一項の規定に依つて寄附金等の豫定額を主務大臣に報告すべき會社は豫定額の報告の時期は從來の規定では毎年事業年度開始後三十日以内であつたのでありますが、今回は原則として毎事業年度開始の三十日前迄（設立又は合併に因る設立後最初の事業年度に在りては其の事業年度開始後三十日以内）に別表第二十二號様式に依る寄附金等支出豫定額報告書を主務大臣に提出する事を要するのであります。尤も昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前に開始する事業年度（同年九月十七日以後の設立又は合併に因る設立後最初の事業年度を除くこと）に關する報告書は同年十月十六日迄に之を提出すべきことに定められて居るのであります。尙ほ茲に注意を要することは本令施行前會社が従前の第二十九條第一項の規定に依つて

本令施行後最初に終了する事業年度に付て爲したる同項第二號に掲ぐる支出の豫定額の報告は之を第二十九條の二第一項の改正規定に依り爲したる報告と看做されることになつて居ることでありませう。會社が右の報告を爲したる後當該事業年度終了前他の會社を合併したる爲寄附金等の豫定額に變更を生じた場合に於て合併後三十日以内に變更したる豫定額を別表第二十二號様式に依り寄附金等支出豫定額變更報告書を以て主務大臣に報告したるときには其の變更したる豫定額を以て右の規定に依り報告したる金額と看做すことになつて居るのであります。

前記の如く令第二十九條の二第二項の規定に依つて報告額を超過する寄附金等の支出を爲すに付て主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十三號様式に依る寄附金等豫定超過支出許可申請書を主務大臣に提出することを要するのであります。

亦從來と同様主務大臣は必要ありと認むるときには會社に對し機密費等、寄附金等、福利施設費其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む）又は研究費其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む）の金額又は其の經理の方法に關し必要な命令を爲すことを得ることと定められて居るのであります。福利施設費並に研究費については、從來の規定では毎事業年度其の豫定後を報告させ、豫定額を超過する場合は許可又は事後報告を要することになつて居つたのであります。が今回は單に實績を報告すれば足りることとなつたのであります。今度特に明文を省略して單に第二十九條の三に主務大臣が命令を以て爲し得ることとしたのは當局は事務簡捷を圖るため若し必要あるときは其の都度會社に對して照會を爲して之を求むる等出來得る限り省略整理せんとする主旨からであります。福利施設費並に研究費に付ては施行規則第四十三條に明かなる如く本令に依る會社が毎事業年度の決算確定後三十日以内に第三十號様式に依る會社經

理狀況報告書を提出する際に添付すべき書類の中に第三十三號様式に依る特殊支出調書の提出を要することになつて居るのであります。が、本調書には右の福利施設費並に研究費等の事項に付ても記載するやうになつて居りますので改正令に於ては福利施設費並に研究費は其の毎事業年度の實績を單に第三十三號様式に依り報告するのみにて足ることとなつたわけでありませう。

一一、許可又は承認通知は如何に改められたのですか

當局は本令に依る許可又は承認にして閣令を以て定むるものに付ては出來得る限り迅速に裁決を通知致したき具體的實行方法として會社が該申請書の提出ありたる場合に於ては閣令を以て定むる期間内に其の申請に關して會社に對し指令、照會又は通知の文書を發せざるには其の期間満了の日に於て當該申請に付て許可又は承認ありたるものと看做す旨所謂自動的の許可制度を設けることになつたのであります。而して曩の本令に依る許可又は承認にして閣令を以て定むるものとは大體次の二つのものが指示せられて居るのであります。

一 令第二十四條第二項の規定に依る承認にして令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則に關するもの

二 令第二十五條の規定に依る許可にして令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則の制定又は變更に關するもの

亦閣令に以て定むる期間とは財務局出張所を経て申請書を提出すべき許可又は承認に付ては財務局出張所長が其の申請書を受理したる後、其の他の許可又は承認に付ては主務大臣其の申請書を受理したる後十日とすることに定められて居るのであります。受理の日は申請書を郵便で提出した場合には通常其の郵便が到達すべき日、直接持参した場合には其の持参した日と解すべきであります。

尙第三十八條の四に依れば主務大臣は必要ありと認むるときには會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に基く義務を免除することを得ることに定められて居るのであります。

(註)

第二十條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若は主務大臣の承認を受けたる準則又は第二十條若は第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若は主務大臣の命令に依り制定若は變更したる準則に依るの外社員に對し左の各號に掲ぐる手當を支給することを得ず

- 一 在勤手當、僻地手當其の他特殊地域に在勤するに因り支給する手當
- 二 危険手當其の他生命、健康等に關し危険又は有害なる特定の勤務に従事するに因り支給する手當
- 三 居残手當、宿直手當其の他特定の追加勤務に對し支給する手當
- 四 閣令を以て定むる家族手當
- 五 食事手當又は被服手當
- 六 歩合に依り支給する手當
- 七 現物を以て支給する手當
- 八 其の他閣令を以て定むる手當

第二十四條 本令施行の際本章の規定の適用を受くる會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閣令の定むる所に從ひ本令施行の際に於ける役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當及社員退職金の準則を主務大臣に報告すべし

第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社にして本法施行後第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたるものは役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當及社員退職金の準則に付主務大臣の承認を受くべし

第二十五條 會社は役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當又は社員退職金の準則を制定し又は變更せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十六條 主務大臣は役員又は社員の給與及其の支給方法の適正を圖る爲必要ありと認むるときは會社に對し役員若は社員の給與の金額若は支給方法に關し必要なる命令を爲し又は役員雜給與、役員退職金、第二十條各號に掲ぐる社員手當若は社員退職金の準則の制定、變更若は廢止を命ずることを得

茲に最も注意を要することは當局より一旦照會、通知がありたるときは其の事案は當局に於て審査する必要があるものでありますから斯かる場合には上記の自動的許可制の適用がなくなるのであります。従つて當局の許可承認等の指令を待たなければならぬのであります。従つて當局が照會に關する回答を受領したり又は通知を發した後一定期間を経過すれば自動的にて許可承認になると思つてはならないのであります。

二二、如何なる事案が會社經理審査委員會の議を経るものとして追加されたのですか

會社經理審査委員會の議を経るものは從來と大體同様でありまして僅に十八條に依る社員の初任基本給料の制限及第三十八條の四に依る制限の解除若は義務の免除を追加したものであります。改正令に依る第三十九條第一項は次の如くであります。

「第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若は第三十八條の規定に依る許可若は承認に關する處分若は指定、命令若は制限にして事案の重要なもの又は第三十八條の四條の規定に依る制限の解除若は義務の免除(第三十三條の規定に依る制限に關するものを除く)は會社經理審査委員會の議を経べし。」

(註)

第十八條 會社は閣令の定むる限度を超えて社員の初任基本給料を支給することを得ず

但し轉職者(前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ)又は會社經理統制令の概説

特別の經歷者は技能を有する者に付主務大臣の許可を受けて爲す初任基本給料の支給に付ては此の限に在らず
第三十八條の四 主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に
基く義務を免除することを得

一三、如何なる事案が臨時資金審査委員會の議を経るものとして追加されたのですか

臨時資金審査委員會の議を経るものは従來と大體同様でありますが、今度追加された第三十八條の四（主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に基く義務を免除することを得）が追加されたのでありまして改正令は次の如くであります。

「第三十三條の規定に依る許可に關する處分若は指定にして事案の重要なもの又は第三十八條の四の規定に依る制限の解除にして第三十三條の規定に依る制限に關するものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし」

（註）

第三十三條 會社は開令の定むる所に依り左の各號に掲ぐる事項に付主務大臣の許可を受くべし

- 一 有價證券の取得又は處分
- 二 特許權、營業權又は漁業權の取得又は處分
- 三 資金の付付又は借入

主務大臣は會社に對し借入金の限度を指定することを得

前項の指定を受けたる會社は主務大臣の許可を受くるに非ざれば其の指定を受けたる限度を超えて資金の借入を爲すことを得ず

第三十八條の四 主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に基く義務を免除することを得

一四、大藏大臣の關係各大臣との協議事項はどう追加されたのですか

従來令第四十一條第二項に依れば大藏大臣は第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又は第三十八條の規定の施行に關する重要事項に付關係各大臣に協議すべきことに定められて居るのでありますが、今度の改正令に於ては更に第十八條及第三十八條の四が新に加へられることになつたのであります。

一五、會社經理狀況報告書の提出に付てはどう改正されたのですか

従來令第七條各號の一に掲ぐる會社（資本金二十萬圓以上の會社並に役員及社員の合計數常時三十人以上の會社）に該當する會社は毎事業年度の決算確定後三十日以内に別表第三十號様式に依る會社經理狀況報告書を主務大臣に提出することを要したのであります。亦この場合の會社經理狀況報告書には左の各號に掲ぐる書類を添附することに定められて居つたのであります。即ち

- 一 別表第三十一號様式に依る自己資本計算書
- 二 別表第三十二號様式に依る利益配當金並に役員及社員給與計算書
- 三 別表第三十三號様式に依る給與狀況調査書
- 四 別表第三十四號様式に依る資産償却計算書
- 五 別表第三十五號様式に依る令第二十九條第一項各號に掲ぐる支出の豫算實踐對照表
- 六 別表第三十六號様式に依る旅費支出實踐調査書
- 七 別表第三十七號様式に依る經費支出明細書

八 財産目録、貸借対照表及損益計算書（損益計算書には總益金及總損金を損益計算發生の原因に依り區分記載すること）

今度の改正に當りては前記の添付書類第一號書類を除いて第二號から第八號まで全部廢止せられ今度新に添付書類として指示せられて居るものは次の如きものとなつたのであります。

- 一 別表第三十一號様式に依る自己資本計算書
- 二 別表第三十二號様式に依る利益配當金及給與狀況調書
- 三 別表第三十三號様式に依る特殊支出調書
- 四 財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

一六、申請書及報告書はどう變りましたか

本令に依る申請書、報告書、計算書及調書等は大概次の如く改正されたのであります。

- 一、利益配當許可申請書……第一號様式の一(改正)
 - 第一號様式の一(改正)
 - 第一號様式の一(改正)
 - 第一號様式の一(改正)
 - 第一號様式の一(改正)
- 二、配當率指定申請書……第二號様式の一(改正)
 - 第二號様式の一(改正)
 - 第二號様式の一(改正)
 - 第二號様式の一(改正)
 - 第二號様式の一(改正)
- 三、積立金使用許可申請書……第三號様式(改正)
- 四、役員報酬支給許可申請書第四號様式の一(改正)
 - 第四號様式の一(改正)
 - 第四號様式の一(改正)
 - 第四號様式の一(改正)
 - 第四號様式の一(改正)
- 五、役員賞與支給許可申請書第五號様式の一(改正)
 - 第五號様式の一(改正)
 - 第五號様式の一(改正)
 - 第五號様式の一(改正)
 - 第五號様式の一(改正)

- 六、役員退職金準則許可申請書……第六號様式(改正)
- 七、役員退職金支給許可申請書第七號様式(改正)
 - 第七號様式(改正)
 - 第七號様式(改正)
 - 第七號様式(改正)
 - 第七號様式(改正)
- 八、役員臨時給與支給許可申請書……第八號様式(改正)
 - 第八號様式(改正)
 - 第八號様式(改正)
 - 第八號様式(改正)
 - 第八號様式(改正)
- 九、社員初任基本給料準則承認申請書……第九號様式(改正)
 - 第九號様式(改正)
 - 第九號様式(改正)
 - 第九號様式(改正)
 - 第九號様式(改正)
- 一〇、社員初任基本給料支給許可申請書……第九號様式の一(新令)
 - 第九號様式の一(新令)
 - 第九號様式の一(新令)
 - 第九號様式の一(新令)
 - 第九號様式の一(新令)
- 一一、社員昇給許可申請書……第十號様式の一(改正)
 - 第十號様式の一(改正)
 - 第十號様式の一(改正)
 - 第十號様式の一(改正)
 - 第十號様式の一(改正)
- 一二、社員賞與支給方法承認申請書……第十二號様式(舊令通り)
 - 第十二號様式(舊令通り)
 - 第十二號様式(舊令通り)
 - 第十二號様式(舊令通り)
 - 第十二號様式(舊令通り)
- 一三、社員賞與支給許可申請書……第十三號様式の一(改正)
 - 第十三號様式の一(改正)
 - 第十三號様式の一(改正)
 - 第十三號様式の一(改正)
 - 第十三號様式の一(改正)
- 一四、社員賞與經費支出許可申請書……第十四號様式(改正)
 - 第十四號様式(改正)
 - 第十四號様式(改正)
 - 第十四號様式(改正)
 - 第十四號様式(改正)
- 一五、社員臨時給與支給許可申請書……第十五號様式(改正)
 - 第十五號様式(改正)
 - 第十五號様式(改正)
 - 第十五號様式(改正)
 - 第十五號様式(改正)
- 一六、役員雜給與準則承認申請書……第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
- 一七、役員雜給與準則制定(變更)許可申請書……第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
 - 第十六號様式(改正)
- 一八、社員手當準則報告書……第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
- 一九、社員手當準則承認申請書……第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
- 二〇、社員手當準則制定(變更)許可申請書……第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
 - 第十七號様式(改正)
- 二一、社員退職金準則承認申請書……第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
- 二二、社員退職金準則制定(變更)許可申請書……第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
 - 第十八號様式(改正)
- 二三、寄附金豫定超過支出許可申請書……第二十二號様式(廢止)
 - 第二十二號様式(廢止)
 - 第二十二號様式(廢止)
 - 第二十二號様式(廢止)
 - 第二十二號様式(廢止)
- 二四、寄附金等支出豫定額(變更)報告書……第二十二號様式(新令)
 - 第二十二號様式(新令)
 - 第二十二號様式(新令)
 - 第二十二號様式(新令)
 - 第二十二號様式(新令)
- 二五、寄附金等豫定超過支出許可申請書……第二十三號様式(新令)
 - 第二十三號様式(新令)
 - 第二十三號様式(新令)
 - 第二十三號様式(新令)
 - 第二十三號様式(新令)
- 二六、福利施設費豫定超過支出許可申請書……第二十三號様式(廢止)
 - 第二十三號様式(廢止)
 - 第二十三號様式(廢止)
 - 第二十三號様式(廢止)
 - 第二十三號様式(廢止)

- 二七、株式取得(處分)許可申請書……………
- 二八、特許權
續業權
漁業權取得(處分)許可申請書……………
- 二九、資金借入許可申請書……………
- 三〇、役員雜給與準則報告書……………
- 三一、社員退職金準則報告書……………
- 三二、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 三三、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 三四、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 三五、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 三六、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 三七、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 三八、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 三九、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四〇、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四一、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四二、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四三、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四四、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四五、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四六、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四七、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四八、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 四九、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五〇、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五一、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五二、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五三、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五四、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五五、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五六、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五七、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五八、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 五九、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六〇、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六一、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六二、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六三、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六四、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六五、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六六、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六七、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六八、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 六九、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七〇、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七一、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七二、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七三、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七四、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七五、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七六、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七七、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七八、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 七九、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八〇、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八一、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八二、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八三、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八四、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八五、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八六、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八七、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八八、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 八九、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九〇、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九一、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九二、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九三、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九四、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九五、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九六、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九七、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九八、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 九九、令第二十九條の支出豫定額報告書……………
- 一〇〇、令第二十九條の支出豫定額報告書……………

- 四二、自己資本計算書……………第三十一號様式(改正)
- 四三、利益配當金並に役員及社員給與計算書……………
- 四四、利益配當金及給與狀況調書……………第三十二號様式(新令)
- 四五、特出支出調書……………第三十三號(同)
- 四六、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 四七、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 四八、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 四九、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五〇、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五一、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五二、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五三、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五四、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五五、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五六、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五七、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五八、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 五九、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六〇、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六一、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六二、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六三、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六四、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六五、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六六、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六七、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六八、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 六九、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七〇、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七一、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七二、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七三、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七四、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七五、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七六、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七七、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七八、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 七九、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八〇、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八一、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八二、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八三、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八四、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八五、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八六、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八七、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八八、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 八九、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九〇、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九一、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九二、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九三、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九四、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九五、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九六、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九七、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九八、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 九九、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)
- 一〇〇、給與狀況調書……………第三十三號様式の一(廢止)

一七、**其の他どんな事項が改正になつて居りますか**

(イ) 從來本令第一條は「國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)第十條の規定に依る會社の利益金の處分、償却其の他經理に關する命令に付ては本令の定むる所に依る」旨の規定であります。今度の改正に於ては國家總動員法第十一條に依り別に他に定められて居るものもある關係上「經理に關する命令に付ては」の下に「別に定むるものを除くの外」を加ふることになつたのであります。實は本條の改正は御承知の如く政府は臨戦下に於ける株價對策のため昭和十六年八月三十日勅令第八百三十三號を以て公布した會社所有株式評價臨時措置令も國家總動員法第十一條の規定に基く會社の經理に關する命令なるがため從來會社經理統制令第一條に於ては國家總動員法第十一條の規定に依る會社の經理に關する命令に付ては本令の定むる處に依ると規定しあるため今回右の會社所有株式評價臨時措置令第一條の規定との歩調を取るため「別に定むるものを除くの外」と謂ふ字句を新に挿入することとなつたのでありまして之は單なる法律の技術的改正に過ぎないのであります。

(ロ) 國民學校令の施行によつて別表中「小學校令」を「國民學校令」に、「高等小學校卒業令」を「國民學校令」に、

校高等科修了者」に、「尋常小學校卒業者」を「國民學校初等科修了者」に改められたると共に別表様式及様式記載心得も夫々改められたのであります。

(ハ) 従來施行規則第三條は令第五條の規定に依つて合併後最初の事業年度の利益配當の率に付て主務大臣の指定を受けんとする會社は別表第二號様式に依る配當率指定申請書に最近に於ける總勘定元帳殘高表並に合併前の各會社の合併前三事業年の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべき規定であります。今度の改正に於ては總勘定元帳殘高表の代りに「當該事業年度の貸借對照表損益計算書及利益金處分に關する書類」に改めたのであります。之が改正理由とするところは従來は事業年度終了前にも右の指定申請書を提出する場合のあることをも豫定して最近に於ける總勘定元帳殘高表を提出することにして居つたのであります。但し、今後は事業年度終了後配當率指定申請書を提出することにして當該事業年度の貸借對照表損益計算書及利益金處分に關する書類を添付せしめることにしたのであります。尤も此等の諸表の作成完了と總會との間に餘り期日のない場合等には豫め右の案を提出して置いて作成次第之を提出するも差支ないとのことであります。

(ニ) 今度大藏省の職制改正に依つて稅務監督局長並に稅務署長を夫々財務局長並に財務局出張所長に改められたため施行規則第四十二條に於ては夫々之を改められることになつたのであります。

(註)

第四十二條 大藏大臣は前條第一項第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令の施行に關する事務の一部を稅務監督局長又は稅務署長をして取扱はしむることを得

大藏大臣は稅務監督局長若は稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ又は稅務監督局長、稅務署長若は其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

(ホ) 施行規則第四十五條に依れば本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條を除く)に依つて會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は右の各號に該當する場合に於て、各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する財務出張所を経て提出すべきことになつて居るのであります。即ち

一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又は第四號に該當する會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すること

二 令第四十一條第一項第五號に該當する會社は之を同號に定むる主務大臣連名宛に主務大臣の數に相當する通數作成し同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣(同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣二以上あるときは會社の營む事業の中主たるものに關する主務大臣)に直接提出すること

三 前號の場合を除くの外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法の證券引受會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すること

以上の外今度の改正に依り更に次の二號が追加されることになつたのであります。

四 前三號に掲ぐる會社以外の會社にして資本金五百萬圓以上のもの又は主務大臣の指定したるものは之を三通作成し主務大臣に直接提出すること

五 前四號に掲ぐる會社以外の會社にして第三十一條乃至第三十四條の三の規定に依り報告書又は申請書を提出せんとするときは之を三通作成し主務大臣に直接提出すること

一八、改正令は何日から施行されるのですか

本令は公布の日より之を施行することに定められて居るのであります。尤も但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年十月一日から之を施行することになつて居ります。尙ほ本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては仍従前の例に依ること勿論であります。

(參 考)

(1) 會社經理統制令運用方針

(昭和十五年十月二十二日)
大藏省發表

一、第三條關係(利益配當の許可)

(一) 第三條第一項第一號の配當率(以下「一號配當率」と稱す)を超過する率に依る配當は原則として之を許可せざること、但し本令施行直前の事業年度の配當率が「一號配當率」を超過し居る場合には本令施行後三事業年度を限り直前の事業年度の配當率より年二分(一年を一事業年度とするもの)に在りては年三分)減の率迄は「一號配當率」を超過する配當を許可する事

(二) 第三條第一項第二號の配當率を超過する率に依る配當は左に掲ぐるが如き例外として認むるを適當とする場合の外原則として之を許可せざること

(イ) 後配株に對する配當を普通株と同一率迄引上げる場合

(ロ) 一年の内において上期及び下期に付配當率に付定例的なる高低を存する會社にして直前の事業年度にその低き率に依り配當したものがその高き率に依り配當を爲さんとする場合(この場合においては前年相当期の配當率を直前の事業年度の配當率と看做すこととす但しこの場合には次期の事業年度の配當に關してはこれを直前の事業年度の配當率とせざるやう措置すること)

(ハ) 直前の事業年度の配當率が當該事業年度の突發的の事情に依り臨時に減配せられたりと認めらるる場合に従前の例に鑑み相當と認めらるゝ配當を復活する場合

(ニ) 新設會社の初度配當に關し從來相當高率なる配當を爲し居たる會社よりその事業の一部を分割し之を

主體として新會社となしたるものにして之を新會社の原則に依り取扱ふ事が不適當なりと認めらるる場合
(ホ) 資本金廿萬圓未滿たりし會社が資本増加に因り資本金廿萬圓以上となりたる後最初の事業年度に付爲す配當なる場合(この場合に於ては當該會社に會社經理統制令の適用ありたるものと假定して得べき率に依ることとす)

二、第五條關係(合併會社の配當率の指定)

合併會社の配當率の指定は原則として左記の標準に依ること

(イ) 合併前の各會社の最終の事業年度の配當金の合計額(各會社相互間に授受したるものを除く)を合併後の拂込資本金を以て除して得たる率を直前の事業年度の配當率と看做し一、第三條關係を準用すること
合併前の會社に資本金廿萬圓未滿のものある場合には當該會社に會社經理統制令の適用ありたるものと假定して得べき利益配當の金額に依り前項の計算を爲すものとする事
(ロ) 企業の合理化特に(イ)の原則に依るを適當とせざるものに付てはその實情に従ひ特別の取扱を爲すことを得ること

三、第十二條關係(役員報酬の許可)

(一) 役員報酬の増加支給は左に掲ぐるが如き例外として認むるを適當とする場合の外原則として之を許可せざる事

(イ) 役員報酬が營業規模、事業種目、所在地域、營業成績の類似する他の會社の一般水準に比し劣れる會社が一般水準迄之を改善するが爲に増給する場合(從來報酬が過少にして賞與及び一般的手當が過大なりし會社が本令施行の結果減額せらるべき賞與及び一般的手當の一部を報酬に組入れんとする場合を含む)

(ロ) 増資その他の事由に依り營業規模が擴大したる會社がその營業規模の擴大に應じたる増給を爲さんとする場合

(二) 直前の事業年度において役員報酬を支給せざりしとき又は設立後最初の事業年度の役員報酬なるときは營業規模、事業種目、所在地域、營業成績の類似する他の會社の一般水準を勘案して適當と認めらるる額を限度としてこれを許可すること

(三) 合併後最初の事業年度の役員報酬なるときは原則として合併前の各會社の最終の事業年度の役員報酬の合計額の範囲内に於て(一)を準用して適當と認めらるる額を限度として之を許可すること

(四) 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社令第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度の役員報酬なるときは原則として直前の事業年度の役員報酬なるときは原則として直前の事業年度の報酬額を參酌し(一)を準用して適當と認めらるる額を限度として之を許可すること

四、第十三條關係(役員賞與の許可)

(一) 法定賞與額を越ゆる賞與支給は原則として之を許可せざること、但し

(イ) 本令施行前に最終に決算を確定したる事業年度に付支給したる役員賞與額がその役員賞與を支給せんとする事業年度の決定賞與額を越ゆる會社に付ては

(A) 本令施行後最初に決算を確定する事業年度の役員賞與に在りては前期賞與額の五分の四(一年を一事業年度とするもの)に在りては三分の二(以下同じ)に相當する金額を限度として許可すること

(B) 本令施行後第二回目に決算を確定する事業年度の役員賞與に在りては(A)に基く許可を受けて支給したる前期賞與額の五分の四に相當する金額を限度として許可すること

- (C) 本令施行後第三回目に決算を確定する事業年度の役員賞與に在りては(B)に基く許可を受けて支給したる前期賞與額の五分の四に相當する金額を限度として許可すること
- (D) 事業の性質上又は操業開始に至らざる等のため利益率著しく低く決定賞與額を其儘適用するを不適當とする場合に在りては其の實情に従ひ特別の取扱を爲すことを得ること
- (二) 法定賞與額を超えざる限度に於て前期賞與額の百分の百二十に相當する金額を超える賞與の支給は原則として之を許可せざること、但し
 - (イ) 一年の内に於て上期及び下期に付利益金に定例的なる高低を存する會社に在りては前年相當期の賞與額を前期賞與額と看做すこととす但しこの場合には前期賞與額を超えて許可したる金額に付ては之を次期の賞與支給に關し前期賞與額に算入せざるやう措置すること
 - (ロ) 前期賞與額が當該事業年度の突發的事情に依り減額せられたりと認めらるる場合に在りては前前期の經常的と認めらるべき賞與額を前期賞與額と看做すこととす
 - (三) 直前の事業年度に付役員賞與を支給せざりし會社が法定賞與額の百分の七十を超える賞與を支給せんとする場合は原則として之を許可せざること
 - (四) 設立後最初の事業年度につき法定賞與額の百分の七十に相當する金額を超える役員賞與を支給せんとするものは原則として之を許可せざること
- 但し既設會社より其事業の一部を分割し之を主體として新會社となしたるものの個人經營が會社となりたるもの等にして既設會社の役員賞與の實情に鑑み之を新會社の原則に依り取扱ふことが不適當なりと認めらるる場合は法定賞與額の範圍内に於て適當と認めらるる金額を限度として之を許可すること

(五) 合併後最初の事業年度に付支給する役員賞與に關しては原則として法定賞與額の範圍内に於て合併前の各會社の最終の事業年度の役員賞與の合計額を前期賞與額と看做して得べき金額を限度として之を許可すること、なほ合併前の各會社の賞與の合計額が著しく法定賞與額を超える場合に於て法定賞與額迄急激に減少せしむるを不適當と認めらるる場合に於ては四の(一)の(イ)に準じて取扱ふこと

(六) 令第七條各號の一に該當せざりし會社令第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは原則として法定賞與額の範圍内において前期賞與額の百分の百廿を限度としてこれを許可すること

五、第十九條關係(社員昇給の許可)
法定の限度を超える昇給は原則として之を許可せざること但し基本給料が所在地域、事業種目の類似する他の會社の一般水準に比し劣れる會社が之を一般水準迄引上げる爲の昇給は之を許可すること(從來基本給料が過少にして一般的手當、賞與が過大なりし會社が本令施行の結果減額せらるべき一般的手當、賞與の一部を基本給料に組入れんとする場合、初任基本給料の改訂に伴ひ古參社員の基本給料を改訂せんとする場合を含む)
六、第廿一條關係(社員賞與及び一般的手當の許可)

(一) 施行規則第廿四條第一項第二號の許可は原則としてこれを爲さざること、但し昭和十五年中に終了する賞與期間の一般的手當及び賞與の合計金額が令第廿一條の制限に依るときは前年同期に比し減少を來すべき場合は前年同期の率を限度として許可すること

(二) 令第廿一條第二項の許可は原則として之を爲さざること、但し會社が創業當初にして比較的高給なる社員が多數を占むるため基本給料の九ヶ月分を超える一般的手當及び賞與の支給を必要とするに拘らず會社が

欠損の状態にある場合の如き例外的の場合には許可することあるべきこと

(二) 會社經理統制令運用方針追加第一號の件 (昭和十五年十二月十日)
大藏省發表

一、第十二條關係(役員報酬の許可)

會社職員給與臨時措置令に依り許可を受け又は同令に基き報告し、承認を受け若し許可を受けたる準則に依り役員報酬を増額したる結果本令施行後最初に終了する事業年度の役員報酬の合計金額が直前の事業年度に支給したる役員報酬の合計金額を越ゆることとなる場合に於ては原則として之を許可すること

二、第十三條關係(役員賞與の許可)

直前事業年度迄は經費處分に依り役員賞與に相當する金額を支給し來りたる會社が本事業年度に於て役員賞與を支給せんとするときは令第十三條第二項第二號の規定の適用を受くべきものなる所之が許可に際しては直前の事業年度に於て經費處分に依り支給したる役員賞與相當額を前期賞與額に代用して令第十三條の規定及第一回委員會決定の運用方針四を準用すること

三、第十四條關係(役員退職金の準則又は支給の許可)

(一) 役員退職金準則の許可は當分の内會社の營業規模、事業種目、所在地域、營業成績、役員の内職年數、資格等を勘案し又當該會社に於ける從來の役員退職金に關する内規、從來の役員退職金支給の實績等を參酌し不適當なりと認められざる限り之を許可すること(右の準則に付ては「取締役會の決議に依る」と定むる

が如き支給の金額、割合等の不確定なるものは之を認めざること)

(二) 準則に依らざる役員退職金支給の許可は當分の内會社の經理の狀況、營業規模、從來の役員退職金支給の實績及退職役員功績、在職年數等に照し不適當なりと認められざる限り之を許可すること

(三) 役員退職金許可の標準に付會社經理統制令施行後の在職期間に對するものに關しては漸次適正する規準を設くること(其の結果必要ありと認むるときは(一)に依り許可を受けたる準則を變更せしむる爲の措置を講ずること)

四、第二十一條關係(社員賞與及一般的手當の許可)

(一) 施行規則第二十四條第一項第二號の許可に關し、昭和十六年一月一日以後同年六月末日以前に終了する賞與期間の一般的手當及賞與の合計金額が令第二十一條第一項の制限に依るときは前年同期に比し減少を來すべき場合に於ては、前年同期の率(前年同期に於ける一般的手當及賞與の合計金額の基本給料總額に對する割合)を限度として之を許可すること但し右の許可に際しては原則として其の支給總額の五分の一に相當する金額に付き施行規則第二十四條第一項に掲ぐる支給方法に依らしむべき條件を附すること

前項の方針は當該賞與期間終了以前に於て主務大臣の許可を受けて施行規則第十七條の限度を超えて基本給料の一般的改訂を爲したる場合に於ては之に依り修正の上之を準用するものとする

(二) 施行規則第二十四條第一項第一條(丙)の承認

(1) 支給額が安全に保管せられ購買力の散佚を來さざる限りは原則として承認すること

例へば左に掲ぐる如き場合にして通帳其の他の證書の保管に關し當該社員退職に至る迄本人の自由處分を爲さしめざる措置を講ずる場合は承認すること

- (イ) 銀行定期預金とする場合
- (ロ) 金銭信託とする場合
- (ハ) 生命保険の掛金に充當する場合
- (ニ) 本人又は其の家族の病氣、災害等會社が眞に已むを得ざるものと認めたる場合に於て現金の拂出、證書の交付等の途を開くことは之を承認すること

(三) 同上に對する當局の説明

會社經理統制令の運用方針に關し急速を要するものに付ては曩に十月二十二日の第一回會社經理審査委員會に於て決定し之を發表したが、今回更に之が追加として昭和十六年上期迄の社員賞與及一般的手當の許可方針、役員退職金の許可方針等を決定した。

一、第十二條關係（役員報酬の許可）

役員報酬に付ては、令第十二條の規定に依り直前の事業年度に於て支給した役員報酬の合計金額を越ゆる場合には許可を要することとなつて居り、第一回の委員會に於て役員報酬が一般水準に比し少額なる場合、會社の營業規模が擴大したる場合等の外は原則として増額を許可しないことに決定したが（第一回委員會決定三、十二條關係の（一）参照）、舊會社職員給與臨時措置令に依つて増額を許可したるもの等は本令に於ても之を許可するのを妥當と認め經過的措置として本件を決定した。

二、第十三條關係（役員賞與の許可）

本令に於て役員賞與とは令第十一條第二號の規定に依つて「會社が役員に對し定期に利益金處分に依り支給する給與を謂ふ」ものとなつて居り、今後役員賞與は利益金處分によることは勿論であるが本令施行直前の事業年度迄は經費處分に依り役員賞與を支給して來た會社が本事業年度に於て役員賞與を支給せんとする場合に令第十三條第二項第二號の規定の「直前の事業年度に付役員賞與を支給せざりしとき」に該當することとなり、法定賞與の百分の七十に相當する金額を越ゆるときは許可を要することとなるのであるが、運用の方針としては直前の事業年度に於て經費處分に依り支給した役員賞與相當額を前期賞與額と看做して役員賞與に關する令第十三條の規定及第一回委員會決定の運用方針四を準用（例へば法定賞與額が本令施行前の役員賞與額に達しない場合に於ては前期賞與額の八割を限度として許可する方針であるが經費處分の役員賞與も此の前期賞與と看做して其の八割相當額迄を許可する）するのが適當なりと考へ本件を決定した。

三、第十四條關係（役員退職金の準則又は支給の許可）

役員退職金に關しては令第十四條及則第十一條の規定に依つて（一）退職役員の前一年間に支給した報酬金額に其の在職年數の二分の一を乗じた金額を限度として支給する場合又は（二）主務大臣の許可を受けた準則に依り支給する場合の外は許可を要することとなつて居るが本件はその許可方針を明にしたものである。（一）即ち當分の間の許可の申請は大體本令施行前の在職期間に對するものであるから本令の施行に依つて急激な變動を與へることは本令施行直前に退職した者との振替等から考へても不適當であるから大體從來の内規、實績等を斟酌して之を許可することに決定した。

（二）而して今後に於ても本令施行前から在職して居る役員が退職する場合にはその本令施行前の在職期間に對するものは從來の内規、實績等を充分に斟酌することは勿論であるが本令施行後の在職期間に對するものに關しては漸次適正なる規程を設ける考である。而して其の結果（一）に依つて許可した準則に付ても變更

を命ずる必要の起る場合もあるので準則の許可に際しては其の旨の條件を附する等の措置を講ずることもある旨を明にした。

四、第二十一條關係（社員賞與及一般的手當の許可）

(一) 社員の賞與及一般的手當の許可に關しては先般第一回の委員會に於て本年中に終了する賞與期間に關しては前年同期の率を限度として許可することに決定し（第一回委員會決定六、第二十一條關係の(一)参照）現に本年末の社員賞與に關する許可申請は此の方針通りのものに對しては迅速に許可をして居るのであるが（本年末の社員賞與に關し未だ許可の申請書を出して居らない會社は年末の支給に間に合はぬと困るから此の際速に提出せられ度い）更に昭和十六年六月末迄に終了する賞與期間に關する方針として、社員の賞與及一般手當は一年に付基本給料の九ヶ月分又は十五ヶ月分と謂ふ制限に拘らず、前年同期の率、即ち前年同期に於ける一般的手當及賞與の合計金額の基本給料總額に對する割合迄は許可することを妥當と認め本件を決定した。たゞ昭和十五年中に終了する賞與期間に關する取扱と異り今回は其の支給總額の二割に相當する金額は國債支給會社保管等施行規則第二十四條第一項第一號に定むる支給方法に依らしむることとした。即ち昭和十六年六月末日迄の方針として社員の賞與及一般的手當の總額は基本給料に對し前年同期と同率迄は支給することを認め唯其の現金支給の金額が前年同期に比し二割減となるものとしたのである（勿論此の方針に拘らず會社が一般的貯蓄獎勵方策を遵守することを要するのは言を俟たない）。

尙施行規則第二十四條第一項第一號に定むる支給方法中（甲）號（乙）號は相當に嚴格であるから後述(二)の如く成る可く（丙）號の活用を認むる方針である。

尙其の間に主務大臣の許可を受けて基本給料の一般的改訂を爲したる場合に於ては前年同期の率に依ると

許可すべき限度が増加する計算となるから此の場合には一般的改訂前の基本給料を標準にするのである。

(二) 會社經理統制令に於ては社員の賞與及一般的手當の合計金額は基本給料に對し九ヶ月分迄は現金を以て支給することを認め又九ヶ月分を超ゆるも十五ヶ月分迄は施行規則第二十四條第一項第一號に定むる支給方法に依るならば許可を受けずして支給し得ることになつて居るが施行規則第二十四條第一項第一號（甲）號及（乙）號に掲ぐる支給方法は相當に嚴格であるから支給額が安全に保管せられ且購買力の散佚を來さざる限りは成る可く會社の從來の貯蓄方法を認め又社員の不時の所要に應じ得る様に（丙）號の活用を認むる爲に本件を決定した次第である。

東京市政調査會

新舊
對照

改正會社經理統制令一覽表

(昭和十五年十月十九日) 改正 (昭和十六年九月十七日)
(勅令第六百八十號) (勅令第八百五十九號)

參照舊條文

改正令に依る新條文 (右側線は改正追加)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)第十一條の規定に依る會社の利益金の處分、償却其の他經理に關する命令に付ては本令の定むる所に依る

第二條 改正なし

第一章 總 則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)第十一條の規定に依る會社の利益金の處分、償却其の他經理に關する命令に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる處に依る

第二條 會社は國家目的達成の爲國民經濟に課せられたる責任を分擔することを以て經營の本義とし其の經理に關し左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべし

一 資金は之を最も有益に活用し苟も人的及物的資源の濫費に陥るが如きことは嚴に之を避くること

二 經費の支出及資産の償却を適正ならしむること

第三條 改正なし

- 三 役員、社員其の他従業者の給與及其の支給方法を適正ならしむること
- 四 利益の分配を適正ならしめ自己資金の蓄積に努むること

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額の合計額又は基金總額を謂ふ以下同じ）二十萬圓以上の會社は毎事業年度に付左の各號の率の中低き率を越ゆる率に依り利益配當（基金利息又は基金配當を含む以下同じ）を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし

- 一 配當金總額が自己資本に對し年百分の八に相當する金額と爲る配當率
 - 二 直前の事業年度の配當率
- 左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる率を前項第二號の率と看做して前項の規定を適用す
- 一 直前の事業年度の配當率が百分の十に達せざるときは其の配當率に年百分の一（六月に非ざる期

- 間を事業年度とするものに在りては當該事業年度の月數の六に對する割合を年百分の一に乘じて得たる率）を加へたる率但し其の率が年百分の六に達せざるときは年百分の六とし年百分の十を越ゆるときは年百分の十とす
- 二 直前の事業年度に付利益配當を爲さざりしとき又は設立後最初の事業年度の利益配當なるときは年百分の六
 - 三 資本金二十萬圓未滿たりし會社資本増加に因り資本金二十萬圓以上と爲りたる後最初の事業年度に付爲す利益配當なるときは第一號の規定に拘らず年百分の六
 - 四 配當金總額が自己資本に對し年百分の五の割合に相當する金額と爲る配當率が前三號の率より高きときは其の率但し其の率が年百分の十を越ゆるときは年百分の十とす
- 前二項の自己資本は閣令の定むる所に依り計算したる金額に依る

第四條 改正なし

第四條 主務大臣は左の各號に掲ぐる場合に於ては會社に對し期間を定め將來の配當率に付適當と認むる率を指定することを得

一 當該會社の利益の實情に照し配當金が過大なりと認めらるゝとき

二 當該會社の資金計畫に照し自己資金の蓄積が必要なりと認めらるゝとき

會社は前項の規定に依り配當率に付主務大臣の指定を受けたるときは前條の規定に拘らず當該配當率を超ゆる率に依り利益配當を爲すことを得ず

第五條 合併に因りて設立したる資本金二十萬圓以上の會社又は合併後存續する資本金二十萬圓以上の會社は合併後最初の事業年度に付利益配當を爲さんとするときは利益配當の率が年百分の六を超えざる場合を除き前二條の規定に拘らず閣令の定むる所に依り會社の申請に基き主務大臣が従前の利益配當其の他各會社の經理の實情を參酌して指定したる率を超えざる利益配當の率に依るべし

第五條 改正なし

第六條 改正なし

第六條 主務大臣は會社収益の狀況其の他經理の實情に照し必要ありと認むるときは當該會社に對し法定準備金の外特別の積立金の積立を命じ又は當該積立金の運用方法に付必要なる命令を爲すことを得前項の積立金は主務大臣の許可を受くるに非ざれば之を使用することを得ず

第三章 役員及社員給與

第七條 本章の規定は左の各號の一に該當する會社に之を適用す

一 資本金二十萬圓以上の會社

二 前號に規定するものを除くの外役員及社員の合計數常時三十人以上の會社

第八條 本章に於て役員と稱するは左の各號の一に該當する者を謂ふ

一 機關として會社の業務に従事する者

二 顧問、相談役其の他名稱の如何を問はず賞與に關し會社が前號に該當する者に準じて取扱ふ者

第九條 改正なし

第九條 本章に於て社員と稱するは船員及賃金統制令

第十條 改正なし

第十一條 役員の給與を分ちて左の各號に掲ぐる給與とす

- 一 報酬（會社が役員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與にして經費として經理するものを謂ふ但し在勤手當其の他特定の事由に依り特定の役員に對し支給するものを除く）
- 二 賞與（會社が役員に對し定期に利益金處分に依り支給する給與を

第二條の勞務者を除くの外左の各號の一に該當する者を謂ふ

- 一 會社に雇傭せらるゝ者
 - 二 顧問、囑託其の他名稱の如何を問はず繼續して會社の業務に従事する者但し役員たる者を除く
- 第十條 本章に於て給與と稱するは報酬、給料、手當賞與、交際費、機密費其の他名稱の如何を問はず會社が役員又は社員職務の對償として支給する金銭物其の他の利益を謂ふ

第十一條 役員の給與を分ちて左の各號に掲ぐる給與とす

- 一 報酬（會社が役員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與にして經費として經理するものを謂ふ但し在勤手當其の他第二十條各號に掲ぐる社員手當に準ずる手當を除く）
- 二 賞與（會社が役員に對し定期に利益金處分に依り支給する給與を謂ふ）
- 三 退職金（會社が退職したる役員に對し支給する

謂ふ）

- 三 退職金（會社が退職したる役員に對し支給する給與を謂ふ）
 - 四 臨時の給與（會社が役員に對し臨時に支給する給與を謂ふ）
 - 五 雜給與（前各號に掲ぐる給與を除くの外會社が役員に對し支給する給與を謂ふ）
- 第十二條 會社は毎事業年度の役員報酬を支給せんとする場合に於て左の各號の一に該當するときは主務大臣の許可を受くべし

- 一 支給せんとする役員報酬の合計金額が直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額（當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ては關令の定むる所に依り計算したる金額）を越ゆるとき

給與を謂ふ）

- 四 臨時の給與（會社が役員に對し臨時に支給する給與を謂ふ）
- 五 雜給與（前各號に掲ぐる給與を除くの外會社が役員に對し支給する給與を謂ふ）

第十二條 會社は毎事業年度の役員報酬を支給せんとする場合に於て左の各號の一に該當するときは主務大臣の許可を受くべし

- 一 支給せんとする役員報酬の合計金額が昭和十五年十月二十日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十一月五日）以後終了したる各事業年度に付支給したる役員報酬又は本條の規定に依り主務大臣の許可を受けたる役員報酬の事業年度毎の合計金額（當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度に付ては關令の定むる所に依り計算したる

- 二 直前の事業年度に於て役員報酬を支給せざりしとき
- 三 設立後最初の事業年度の役員報酬なるとき
- 四 合併後最初の事業年度の役員報酬なるとき
- 五 第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度の役員報酬なるとき

第十三條 改正なし

- 金額) の中最も多き金額(以下最高報酬額と稱す)を超ゆるとき
 - 二 昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十一月五日)以後終了したる各事業年度に付役員報酬を支給せざりしとき
 - 三 設立後最初の事業年度の役員報酬なるとき
 - 四 合併後最初の事業年度の役員報酬なるとき但し其の役員報酬の合計金額が合併後存続する會社の最高報酬額を超えざることを除く
 - 五 第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度の役員報酬なるとき
- 第十三條 會社は毎事業年度に付役員賞與を支給せんとする場合に於て其の合計金額が左の各號の金額(百圓未満の端數は之を百圓に切上ぐ)の中少き金額を超ゆるときは主務大臣の許可を受くべし
- 一 法定賞與額(閣令の定むる所に依り計算したる

- 當該事業年度の純益金に閣令の定むる割合を乗じて得たる金額を謂ふ以下同じ)
- 二 前期賞與額(直前の事業年度に付支給したる役員賞與の合計金額を謂ふ但し當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ては閣令の定むる所に依り計算したる金額を謂ふ以下同じ)左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額を前項第二號の金額と看做して前項の規定を適用す
 - 一 前期賞與額が法定賞與額に達せざるときは前期賞與額の百分の百二十に相當する金額但し前期賞與額の百分の百二十に相當する金額が法定賞與額に對し百分の七十の割合に達せざるときは法定賞與額の百分の七十に相當する金額
 - 二 直前の事業年度に付役員賞與を支給せざりしとき又は設立後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは法定賞與額の百分の七十に相當する金額
 - 三 合併後最初の事業年度に付支給する役員賞與な

第十四條 改正なし

るとき又は第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは第一號の規定に拘らず法定賞與額の百分の七十に相當する金額

第十四條 會社は退職したる役員に對し退職金を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

- 一 閣令の定むる限度を超えざる退職金を支給せんとするとき
- 二 閣令の定むる所に依り主務大臣の許可を受けたる準則に依り退職金を支給せんとするとき

第十五條 改正なし

第十五條 會社は役員に對し臨時の給與を支給せんとするときには主務大臣の許可を受くべし

第十六條 改正なし

第十六條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若は主務大臣の承認を受けたる準則又は第二十五條若は第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若は主務大臣の命令に依り制定若は

第十七條 改正なし

變更したる準則に依るの外役員に對し雜給與を支給することを得ず

第十七條 社員の給與を分ちて左の各號に掲ぐる給與とす

- 一 基本給料（會社が社員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與の中基本と爲るべき固定給を謂ふ）
- 二 手当（基本給料を除くの外會社が社員に對し定期に若は職務に關し一定の事實ある場合に一定の金額、數量若は割合に依り支給する給與又は繼續して利用せしむる住居其の他の施設を謂ふ）
- 三 賞與（前二號に掲ぐる給與を除くの外會社が社員に對し定期に支給する給與を謂ふ）
- 四 退職金（會社が退職したる社員に對し支給する給與又は之に相當する金額にして在職中の社員に對し前拂するものを謂ふ）
- 五 臨時の給與（前四號に掲ぐる給與を除くの外會社が社員に對し臨時に支給する給與を謂ふ）

第十八條 會社は閣令の定むる限度を超えて社員の初任基本給料を支給することを得ず

第十九條 會社は閣令の定むる限度を超えて社員の基本給料を増加支給せんとするときは主務大臣の許可を受

くべし

第十八條 會社は閣令の定むる限度を超えて社員の初

任基本給料を支給することを得ず但し轉職者（前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給料を受け居りたる者を謂ふ）又は特別の經歷若は技能を有する者に付主務大臣の許可を受け

て爲す初任基本給料の支給に付ては此の限に在らず

第十九條 會社は閣令の定むる限度を超えて社員の基本給料の増加支給（以下昇給と稱す）を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし

前項の規定は左の各號の一に該當する昇給には之を適用せず

- 一 入營したる社員（陸軍衛生部將校の補充及現役期間の臨時特例第四條第一項若は陸軍技術部將校の補充及現役期間の臨時特例第七條第一項の規定に依り短期現役に服する將校又は海軍軍醫科、藥劑科、主計科、船造科、造機科及造兵科士官現役期間特例第一條の規定に依る短期現役に服する士

第二十條 改正なし

官と爲りたる者を含む）、召集せられたる社員又は徵用せられたる社員退營し又は召集若は徵用を解除せられ會社の勤務に復したる場合に於て勤務に復したる後一年以内に當該社員に付爲す昇給

二 基本給料が閣令の定むる金額に達せざる社員に付爲す昇給にして其の昇給後の基本給料が閣令の定むる金額を超えざるもの

第二十條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若は主務大臣の承認を受けたる準則又は第二十五條若は第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若は主務大臣の命令に依り制定若は變更したる準則に依るの外社員に對し左の各號に掲ぐる手當を支給することを得ず

- 一 在勤手當、僻地手當其の他特殊地域に在勤するに因り支給する手當
- 二 危険手當其の他生命、健康等に關し危険又は有害なる特定の勤務に従事するに因り支給する手當

第二十一條 改正なし

- 三 居殘手當、宿直手當其の他特定の追加勤務に對し支給する手當
 - 四 閣令を以て定むる家族手當
 - 五 食事手當又は被服手當
 - 六 歩合に依り支給する手當
 - 七 現物を以て支給する手當
 - 八 其の他閣令を以て定むる手當
- 第二十一條 會社が毎賞與期間に付社員に對し支給する賞與の總額と前條各號に掲ぐる手當以外の手當の當該賞與期間中に於ける支給總額との合計金額は閣令の定むる限度を超ゆることを得ず但し閣令の定むる場合は此の限に在らず
- 前項但書の規定に依り前項の限度を超えて支給する金額に付ては會社は之を経費として經理することを得ず但し主務大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第二十二條 改正なし

第一項の賞與期間は閣令を以て之を定む

第二十二條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣

第二十三條 改正なし

に報告すべき準則若は主務大臣の承認を受けたる準則又は第二十五條若は第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若は主務大臣の命令に依り制定若は變更したる準則に依るの外社員に對し退職金を支給することを得ず

第二十四條 改正なし

第二十三條 會社は社員全部若は大部分又は社員數當時三十人以上を有する事務所、工場若は事業場に付其の所屬社員全部若は大部分に對し時期を同じくして臨時の賞與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十四條 本條施行の際本章の規定の適用を受くる會社は國家總動法第三十一條の規定に依り閣令の定むる所に従ひ本令施行の際に於ける役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當及社員退職金の準則を主務大臣に報告すべし

第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社にして本令施行後第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたるものは役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員

第二十五條 改正なし

第二十六條 主務大臣は役員又は社員
の給與及其の支給方法の適正を圖る
爲必要ありと認むるときは會社に對
し役員若は社員之の給與の金額若は支
給方法に關し必要なる命令を爲し又
は役員雜給與、第二十條各號に掲ぐ
る社員手當若は社員退職金の準則の
制定、變更若は廢止を命ずることを
得

第二十七條 會社は何等の名義を以て
するを問はず本章の規定に依る制限
を免るる目的を以て役員又は社員に
對し給與を支給することを得ず
第二十八條 改正なし

手當及社員退職金の準則に付主務大臣の承認を受く
べし

第二十五條 會社は役員雜給與、第二十條各號に掲ぐ
る社員手當又は社員退職金の準則を制定し又は變更
せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十六條 主務大臣は役員又は社員之の給與及其の支
給方法の適正を圖る爲必要ありと認むるときは會社
に對し役員若は社員之の給與の金額若は支給方法に關
し必要なる命令を爲し又は役員雜給與、役員退職金
第二十條各號に掲ぐる社員手當若は社員退職金の準
則の制定、變更若は廢止を命ずることを得

第二十七條 削除

第二十八條 本章の規定は裁判所が決定を以て定めた
る報酬には之を適用せず

第二十九條 會社は國家總動員法第三

十一條の規定に依り閣令の定むる所
に従ひ毎事業年度に於ける左の各號
に掲ぐる支出（利益金處分に依るも
のを含む）の豫定額を主務大臣に報
告すべし

一 機密費、交際費、接待費又は廣
告宣傳費其の他之と同様の性質を
有する支出

二 寄附金其の他之と同様の性質を
有する支出

三 閣令を以て定むる福利施設費

四 前號に掲ぐる福利施設費以外の
福利施設費其の他之と同様の性質
を有する支出

五 研究費其の他之と同様の性質を
有する支出

第四章 經費及資金

第二十九條 昭和十六年九月十六日（朝鮮、臺灣、樺
太及南洋群島に在りては同年九月三十日）現在に於
て資本金百萬圓以上の會社（第二項後段の會社を除
く）は國家總動員法第三十一條の規定に依り閣令の
定むる所に從ひ機密費、交際費、接待費又は廣告宣
傳費其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處
分に依るものを含む以下機密費等と稱す）の基準月
額を主務大臣に報告すべし

昭和十六年九月十七日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群
島に在りては同年十月一日）以後設立（合併に因る
設立を含む以下本項に於て同じ）せられたる資本金
百萬圓以上の會社若は資本増加（合併に因る資本増
加を含む以下本項に於て同じ）に因り資本金百萬圓
以上と爲りたる會社又は同年九月十六日（朝鮮、臺
灣、樺太及南洋群島に在りては同年九月三十日）以
前設立せられたる資本金百萬圓以上の會社若は資本

前項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て前項第一號に掲ぐる支出を爲すことを得ず

第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし
第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出を爲したるときは其の旨を遅滞なく主務大臣に報告すべし
主務大臣は必要ありと認むるときは第一項第一號、第二號、第四號又は第五號に掲ぐる支出の金額又は其の經理の方法に關し必要な命令を爲すことを得

増加に因り資本金百萬圓以上と爲りたる會社にして同日以前其の設立後若は資本増加後決算確定したる事業年度なき會社は閣令の定むる所に依り機密費等の基準月額を定め主務大臣の承認を受くべし
資本金百萬圓以上の會社は機密費等の基準月額を増額せんとするときは主務大臣の許可を受くべし
主務大臣は必要ありと認むるときは資本金百萬圓以上の會社に對し機密費等の基準月額を減額すべきことを命ずることを得

資本金百萬圓以上の會社は毎事業年度に於て支出せんとする機密費等の合計金額が前四項の規定に依り報告し、承認を受け、増額し又は減額したる基準月額に當該事業年度の月數（曆に従ひ計算し一月未満の端數を生じたるときは之を一月に切上ぐ）を乗じて得べき金額を超ゆるときは主務大臣の許可を受くべし
前五項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會

社には之を適用せず

第二十九條の二 資本金百萬圓以上の會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閣令の定むる所に従ひ毎事業年度に於ける寄附金其他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む以下寄附金等と稱す）の豫定額を主務大臣に報告すべし
前項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て寄附金等を支出せんとするときは主務大臣の許可を受くべし
前二項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社には之を適用せず

第二十九條の三 主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し機密費等、寄附金等、福利施設費其他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む）又は研究費其他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む）の金額又は其の經理の方法に關し必要な命令を爲すことを得

第三十條 改正なし

第三十條 主務大臣は會社の經費の支出を適正ならしむる爲必要ありと認むるときは會社に對し之に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十一條 改正なし

第三十一條 會社は閣令の定むる所に依り固定資産の償却を爲すべし但し主務大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

第三十二條 改正なし

第三十二條 主務大臣は會社の經理上必要ありと認むるときは會社に對し資産の償却に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十三條 改正なし

第三十三條 會社は閣令の定むる所に依り左の各號に掲ぐる事項に付主務大臣の許可を受くべし

一 有價證券の取得又は處分

二 特許權、鑛業權又は漁業權の取得又は處分

三 資金の貸付又は借入

主務大臣は會社に對し借入金の限度を指定することを得前項の指定を受けたる會社は主務大臣の許可を受くるに非ざれば其の指定を受けたる限度を超えて資金の借入を爲すことを得ず

第三十四條 改正なし

第三十四條 主務大臣は會社の經理を適正ならしむる爲必要ありと認むるときは會社に對し餘裕資金の運用に關し必要なる制限を爲すことを得

第五章 經理 檢 査

第三十五條 改正なし

第三十五條 主務大臣は會社の資産負債及損益の内容利益金の處分其の他經理に關し國家總動員法第三十條の規定に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

第三十六條 改正なし

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證要を携帯せしむべし
第三十六條 會社は閣令の定むる所に依り財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算に關する書類を作成すべし
前項の財産目録に記載すべき財産は閣令の定むる所に依り之を評價すべし
會社は第一項の規定に依り作成すべき書類の調製に必要なる帳簿を備へ整然且明瞭に之が記帳を爲すべ

第三十七條 改正なし

第三十八條 改正なし

し

第三十七條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し勘定科目及帳簿組織を指定し之に依るべきことを命ずることを得

第三十八條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定して決算に關し當該官吏の監査を受くべきことを命ずることを得
前項の規定に依り決算に關し監査を受くべき命令を受けたる會社は當該官吏の監査を受けたることの證明を受けたる後に非ざれば利益金の處分を爲すことを得ず

第六章 雜 則

第三十八條の二 本令に依る許可又は承認にして閣令を以て定むるものに付申請書の提出ありたる場合に於て閣令を以て定むる期間内に其の申請に關し會社に對し指令、照會又は通知の文書を發せざるときは其の期間満了の日に於て當該申請に付許可又は承認ありたるものと看做す

第三十九條 第三條乃至第六條、第十

二條乃至第十五條、第十九條、第二

十一條、第二十三條乃至第二十六條

第二十九條乃至第三十二條、第三十

四條、第三十七條又は前條の規定に

依る許可若は承認に關する處分又は

指定、命令若は制限にして事案の重

要なるものは會社經理審査委員會の

議を経べし

會社經理審査委員會に關する規程は

別に之を定む

第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定にして事案

第三十八條の三 會社は何等の名義を以てするを問はず本令に基く制限を免るる行爲を爲すことを得ず

第三十八條の四 主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に基く義務を免除することを得

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五

條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條

乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三

十四條、第三十七條若は第三十八條の規定に依る許

可若は承認に關する處分若は指定、命令若は制限に

して事案の重要なるもの又は前條の規定に依る制限

の解除若は義務の免除（第三十三條の規定に依る制

限に關するものを除く）は會社經理審査委員會の議

を経べし

會社經理審査委員會に關する規程は別に之を定む

第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分若は指定にして事案の重要なるもの又は第三十八條

の重要なものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし

第四十一條 本令に於て主務大臣とあるは左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外總て大藏大臣とす

一 特別の法令に依り設立せられたる會社に在りては當該會社を監督する所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又は産金法第三條の適用を受ける事業のみを營む會社に在りては商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又は造船事業法の適用を受ける事

の四の規定に依る制限の解除にして第三十三條の規定に依る制限に關するものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし

第四十一條 本令に於て主務大臣とあるは左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外總て大藏大臣とす

一 特別の法令に依り設立せられたる會社に在りては當該會社を監督する所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又は産金法第三條の適用を受ける事業のみを營む會社に在りては商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又は造船事業法の適用を受ける事業のみを營む會社に在りては逓信大臣及商工大臣

業のみを營む會社に在りては逓信大臣但し造船事業法施行令第二十九條の規定の適用を受ける事業のみを營む會社に在りては逓信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又は自動車交通事業法の適用を受ける事業のみを營む會社に在りては鐵道大臣

五 會社の營む事業の一部に付第二號、第三號又は第四號に掲ぐる法令の適用を受ける會社に在りては當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定に付ては前各號の規定に拘らず大藏大臣及商工大臣

大藏大臣は第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十

四 地方鐵道法、軌道法又は自動車交通事業法の適用を受ける事業のみを營む會社に在りては鐵道大臣

五 會社の營む事業の一部に付第二號、第三號又は第四號に掲ぐる法令の適用を受ける會社に在りては當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定に付ては前各號の規定に拘らず大藏大臣及商工大臣

大藏大臣は第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條、第三十八條又は第三十八條の四の規定の施行に關する重要事項に付關係各大臣に協議すべし

大藏大臣以外の主務大臣は前項に掲ぐる規定の施行に關する重要事項に付大藏大臣及關係各大臣に協議すべし

四條、第三十七條又は第三十八條の規定の施行に關する重要事項に付關係各大臣に協議すべし

大藏大臣以外の主務大臣は前項に掲ぐる規定の施行に關する重要事項に付大藏大臣及關係各大臣に協議すべし

第四十二條 大藏大臣は前條第一項第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令の施行に關する事務の一部を稅務監督局長又は稅務署長をして取扱はしむることを得

大藏大臣は稅務監督局長若は稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ又は稅務監督局長、稅務署長若は其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

第四十三條 改正なし

第四十二條 大藏大臣は前條第一項第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令の施行に關する事務の一部を財務局長又は財務局出張所長をして取扱はしむることを得

大藏大臣は財務局長若は財務局出張所長をして第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ又は財務局長、財務局出張所長若は其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

第四十三條 本令の施行に關し必要なる事項は閣令を

第四十四條 改正なし

以て之を定む

第四十四條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす但し日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又は樺太に營業所を有し銀行法又は貯蓄銀行法の適用を受くる銀行並に南洋拓殖株式會社に付ては此の限に在らず

本令中閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす
第三十九條及第四十條の規定は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては之を適用せず

第四十五條 改正なし

第四十五條 朝鮮總督は本令の施行に關する事務の一部を朝鮮總督府稅務監督局長又は朝鮮總督府稅務署長をして取扱はしむることを得
朝鮮總督は朝鮮總督府稅務監督局長若は朝鮮總督府稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ又は朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務

署長若は其の代理官をして同條の規定に依る臨檢
 査を爲さしむることを得
 臺灣總督は本令の施行に關する事務の一部を臺灣總
 督府州知事又は臺灣總督府廳長をして取扱はしむる
 ことを得
 臺灣總督は臺灣總督府州知事若は臺灣總督府廳長を
 して第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ又は臺
 灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若は其の代理官を
 して同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを
 得
 臺灣總督府州知事は前項の規定に依り委任せられた
 る事務を稅務出張所をして分掌せしむることを得

附 則

第四十六條 改正なし

第四十六條 本令は昭和十五年十月二十日より之を施
 行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭
 和十五年十一月五日より之を施行す

第四十七條 改正なし

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年
 勅令第九十四號は之を廢止す但し本令施行前に爲

したる行爲に關する罰則の適用に付ては仍其の效力
 を有す朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては會社
 利益配當及資金融通令は前項の規定に拘らず昭和十
 五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令は同令
 附則第二項の規定に拘らず昭和十五年十一月四日迄
 仍其の效力を有す但し同日以前に爲したる行爲に關
 する罰則の適用に付ては同日後と雖も仍其の效力を
 有す

第四十八條 改正なし

第四十八條 會社の直前の事業年度の利益配當が會社
 利益配當及資金融通令第二條の規定に依り主務大臣
 の許可を受けて基準配當率を超ゆる率に依り爲した
 るものにして當該利益配當の率の中主務大臣が其の
 許可を爲すに際し基準配當率に算入せざる旨を定め
 たる部分あるときは其の部分を除きたる率を以て第
 三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做
 す

第四十九條 改正なし

第四十九條 本令施行前合併を爲したるに因り會社利
 益配當及資金融通令第三條第一項第三號の規定に依

第五十條 改正なし

り基準配當率に付主務大臣の認定を受けたる會社が當該合併後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは當該基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十條 資本金二十萬圓未滿たりし會社にして本令施行前の資本増加に因り資本金二十萬圓以上と爲りたるに因り會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號の規定に依り其の基準配當率に付主務大臣の認定を受けたる會社が當該資本増加後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは當該基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十一條 改正なし

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條の規定に依り其の基準配當率に付主務大臣の指定を受けたる會社が指定後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは其の指定を受けたる基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十二條 改正なし

第五十二條 第三條第二項第一號の規定は第四十九條乃至前條の場合に於て主務大臣が基準配當率の認定又は指定を爲すに際し當該認定又は指定後の最初の利益配當に關し會社利益配當及資金融通令第二條第一號の規定を適用せざる旨を定めたるときは當該利益配當に關しては之を適用せず

前項に規定する場合を除くの外第三條第二項第一號及第四號の規定は第四十八條乃至前條の規定に依り直前の事業年度の配當率と看做されたる率に付ても亦之を適用す

【參照】

大正十五年三月六日公布勅令第九號は日本國及ソヴィエト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書(乙)に基く利權契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の掘採に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關する件及昭和十四年四月十二日公布勅令第九十四號は稅務署長をして會社利益配當及資金融通令に依る事業

の一部を掌らしむるの件なり

附 則 (昭和十六年九月十七日
勅令 第八百五十九號)

本令は公布の日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年十月一日より之を施行す

本令施行前従前の第二十九條第一項の規定に依り本令施行後最初に終了する事業年度に付同項第一號に掲ぐる支出の豫定額を報告したる會社が當該事業年度に於て其の豫定額の範圍内に於て爲す機密費等の支出には第二十九條第五項の改正規定は之を適用せず

本令施行前會社が従前の第二十九條第一項の規定に依り本令施行後最初に終了する事業年度に付爲したる同項第二號に掲ぐる支出の豫定額の報告は之を第二十九條の二第一項の改正規定に依り爲したる報告と看做す

本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては仍従前の例に依る

會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日 閣令 第十三號) 改正 (昭和十六年九月十七日 閣令 第二十二號)

第一條 改正なし

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令 (以下單に令と稱す) 第三條第一項及第二項の自己資本は當該事業年度中に於ける左の各號に掲ぐる金額の日割平均額の合計金額より繰越缺損金額の日割平均額を控除したる金額とす但し當該決算確定前課税の決定を受けたる最終の事業年度末に於ける固定資産償却の累計金額中課税上損金に算入せられざりし金額に付稅務署長の證明を受けたるときは其の金額は之を當該事業年度の自己資本に加算することを得

一 拂込資本金額

二 積立金其の他名稱の如何を問はず會社が各事業年度の利益金額中利益金處分に依り留保したる金額但し退職積立金及退職手當法に依り積立てたる退職手當積立金及税金引當金を除く

第二條 改正なし

第三條 令第五條の規定に依り合併後

- 三 前號に該當するものを除くの外額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於て其の額面を越ゆる金額中積立てたる金額
 - 四 第二號に該當するものを除くの外合併に因り生じたる差益金又は資本減少に因り生じたる差益金中積立てたる金額
 - 五 第二號に該當するものを除くの外主務大臣の命令に依り積立てたる金額
- 主務大臣が引當金として必要なものと認定したる金額又は償却の不足、評價の不適正其の他の事由に因り會社資産に缺陷あるものと認定したる金額は之を前項の金額より控除するものとす
- 第二條 令第三條第一項の規定に依り利益配當を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第一號様式に依る許可申請書に當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし
- 第三條 令第五條の規定に依り合併後最初の事業年度

最初の事業年度の利益配當の率に付主務大臣の指定を受けんとする會社は別表第二號様式に依る指定申請書に最近に於ける總勘定元帳殘高表並に合併前の各會社の合併前三事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

第四條 改正なし

第五條 令第十二條に於ける當該事業年度の月数が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ける金額は直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額を直前の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年

の利益配當の率に付主務大臣の指定を受けんとする會社は別表第二號様式に依る指定申請書に當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類、並に合併前の各會社の合併前三事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

第四條 令第六條第二項の規定に依り種立金の使用に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第三號様式に依る許可申請書に最近に於ける總勘定元帳殘高表を添へ之を主務大臣に提出すべし

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條に於ける當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度は其の事業年度に付支給したる役員報酬又は主務大臣の許可を受けたる役員報酬の合計金額を其の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額

度の月數を乗じて得たる金額とす
前項の月數は曆に従ひ之を計算し一
月未滿の端數を生じたるときは之を
切捨つ

第六條 改正なし

どす
前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未滿の端數を
生じたるときは之を切捨つ

第七條 改正なし

第六條 令第十二條の規定に依り役員報酬の支給に付
主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第四號様
式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第七條 令第十三條第一項第一號の當該事業年度の純
益金は當該事業年度の會社の決算上總益金より總損
金を控除して得たる金額とす

左の各號に掲ぐる金額は之を前項の總益金に算入せ
ざるものとす

一 直前の事業年度より繰越したる益金又は積立金
より戻入れたる金額

二 額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に
於て其の額面を越ゆる金額

三 合併に因り生じたる差益金

四 資本減少に因り生じたる差益金

左の各號に掲ぐる金額は之を第一項の總損金に算入

第八條 改正なし

せざるものとす
一 直前の事業年度より繰越したる損金
二 會社が當該事業年度に於て納付したる又は納付
すべき法人税、臨時利得税、第一種所得税、第一
種所得税附加税及法人税法施行規則第二十九條に
規定する租税
當該事業年度の利益金處分に基き資産償却に充て
たる金額は之を第一項の總損金に算入す

第八條 令第十三條第一項第一號の割合は會社の當該
事業年度に於ける拂込資本金額の日割平均額に應じ
左に掲ぐる割合とす

拂込資本金二十萬圓以下なるとき

百分の一〇・四五

拂込資本金二十萬圓を超え三十萬圓以下なるとき

百分の九・三五

拂込資本金三十萬圓を超え五十萬圓以下なるとき

百分の八・一〇

拂込資本金五十萬圓を超え七十萬圓以下なるとき	百分の 七・四〇
拂込資本金七十萬圓を超え百萬圓以下なるとき	百分の 六・七〇
拂込資本金百萬圓を超え百五十萬圓以下なるとき	百分の 六・〇〇
拂込資本金百五十萬圓を超え二百萬圓以下なるとき	百分の 五・五〇
拂込資本金二百萬圓を超え三百萬圓以下なるとき	百分の 四・九五
拂込資本金三百萬圓を超え四百萬圓以下なるとき	百分の 四・五五
拂込資本金四百萬圓を超え五百萬圓以下なるとき	百分の 四・三〇
拂込資本金五百萬圓を超え七百萬圓以下なるとき	百分の 三・九〇
拂込資本金七百萬圓を超え千萬圓以下なるとき	百分の 三・五五

拂込資本金千萬圓を超え千五百萬圓以下なるとき	百分の 三・一五
拂込資本金千五百萬圓を超え二千萬圓以下なるとき	百分の 二・九〇
拂込資本金二千萬圓を超え二千五百萬圓以下なるとき	百分の 二・七五
拂込資本金二千五百萬圓を超え三千萬圓以下なるとき	百分の 二・六〇
拂込資本金三千萬圓を超え四千萬圓以下なるとき	百分の 二・四〇
拂込資本金四千萬圓を超え五千萬圓以下なるとき	百分の 二・二五
拂込資本金五千萬圓を超え七千萬圓以下なるとき	百分の 二・〇五
拂込資本金七千萬圓を超え一億圓以下なるとき	百分の 一・八五
拂込資本金一億圓を超え一億五千萬圓以下なるとき	百分の 一・六五

拂込資本金一億五千萬圓を超え二億圓以下なるとき
 百分の 一・五五

拂込資本金二億圓を超え二億五千萬圓以下なるとき
 百分の 一・四五

拂込資本金二億五千萬圓を超え三億圓以下なるとき
 百分の 一・四〇

拂込資本金三億圓を超え四億圓以下なるとき
 百分の 一・二五

拂込資本金四億圓を超え五億圓以下なるとき
 百分の 一・二〇

拂込資本金五億圓を超ゆるとき
 百分の 一・〇〇

第九條 改正なし

第九條 令第十三條第一項第二號に於ける當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ける金額は直前の事業年度に付支給したる役員賞與の合計金額を直前の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす

第十條 改正なし

第五條第二項の規定は前項の月數の計算に付之を準用す

第十一條 改正なし

第十條 令第十三條第一項の規定に依り役員賞與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第五號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十一條 令第十四條第一號の限度は會社が退職金を支給せんとする當該退職役員に對し其の退職前一年間に支給したる報酬金額に當該退職役員が在職年數（會社が當該退職役員に對し退職金を支給したるときある場合は其の退職金支給後に於ける在職年數）の二分の一を乗じて得たる金額とす

第十二條 改正なし

第十二條 令第十四條第二號の規定に依り役員退職金の準則に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第六號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし主務大臣の許可を受けたる役員退職金の準則を變更せんとする會社に付亦同じ

第十三條 改正なし

第十三條 令第十四條の規定に依り退職したる役員に對する退職金の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第七號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十四條 改正なし

第十四條 令第十五條の規定に依り役員に對する臨時の給與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第八號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十五條 令第十八條の限度は別表に掲ぐる金額を月額(年俸者に付ては年俸額の十二分の一、週給者に付ては週給額の七分の三十、日給者に付ては日給額の三十倍とす以下同じ)としたる金額とす但し左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額とす

第十五條 令第十八條の限度は別表に掲ぐる金額を月額(年俸者に付ては年俸額の十二分の一、週給者に付ては週給額の七分の三十、日給者に付ては日給額の三十倍とす以下同じ)としたる金額とす但し左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額とす

一 特別の經歷若は技能又は特別の學歷を有する者に付其の初任基本給料の準則に關し主務大臣の承認を受けたるときは其の金額

一 特別の經歷若は技能又は特別の學歷を有する者に付其の初任基本給料の準則に關し主務大臣の承認を受けたるときは其の金額

二 轉職者(前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ)に付前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質の百分の百十に相當する金額が別表に掲ぐる金額を越ゆるときは其の金額但し前號に該當する場合を除く

二 轉職者に付前職に於て最後に受けたる役員報酬 社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與の場合を除く

を受けたるときは其の金額

二 轉職者(前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ)に付前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質の百分の百十に相當する金額が別表に掲ぐる金額を越ゆるときは其の金額但し前號に該當する場合を除く

月額百分の百十に相當する金額が別表に掲ぐる金額を越ゆるときは其の金額但し前號に該當する場合を除く

第十六條 改正なし

第十六條 前條第一號の規定に依り特別の經歷若は技能又は特別の學歷を有する者の初任基本給料の準則に付主務大臣の承認を受けんとする會社は別表第九號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

第十六條の二 令第十八條の規定に依り轉職者又は特別の經歷若は技能を有する者の初任基本給料の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第九

第十七條 令第十九條の限度は各昇給期に於ける社員の基本給料月額に昇給額の總額に付各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日（初めて昇給する者に付ては採用の日）後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額に平均昇給率百分の七を乗じて得たる金額とす

前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未滿の端數を生じたるときは十五日を超ゆるときは之を一月とし十五日以下なるときは之を切捨つ

第十八條 改正なし

號の二様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十七條 令第十九條の限度は各昇給期に於ける昇給該當者（令第十九條第二項各號の昇給該當者を除く以下同じ）の基本給料月額に昇給額の總額に付各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日（初めて昇給する者に付ては採用の日）後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額に平均昇給率百分の七を乗じて得たる金額とす

前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未滿の端數を生じたるときは十五日を超ゆるときは之を一月とし十五日以下なるときは之を切捨つ

第十七條の二 令第十九條第二項第二號の金額は別表に掲ぐる金額を月額としたる金額とす

第十八條 令第十九條の規定に依り社員の基本給料の増加支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十九條 改正なし

すべし

第十九條 令第二十條第四號の家族手當は基本給料月額百圓以下の者に對し其の扶養家族一人に付月二圓の割合に依り計算したる金額（其の金額が十圓を超ゆるときは十圓）を超えざる金額に依り支給するものに限る

前項の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の收入に依り生計を維持する者を謂ふ

一 配偶者（届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者を含む）

二 滿六十歳以上の父母にして本人と同一戸籍内に在る者

三 滿十八歳未滿の子にして本人と同一戸籍内に在る者

四 不具廢疾者にして本人と同一戸籍内に在る者

第二十條 令第二十條第八號の手當は左の各號に掲ぐる手當とす

- 一 傷病手當
- 二 休職者に對する手當

第二十條 改正なし

三 應召者又は入營者に對する手當
四 集束手當、出納手當、出札手當等金錢取扱に對する手當

五 特殊地域通勤手當

六 交通業に従事する社員に對する無事故手當又は乗務手當

七 電力供給業又は瓦斯供給業に従事する社員に對する電力又は瓦斯の盗用防止手當

八 保険料の補給

九 繼續して利用せしむる住居其他の施設又は便益

十 其他の前各號に準ずるもの

第二十一條 改正なし

第二十一條 令第二十一條第一項の限度は會社が當該賞與期間に於て社員に支給したる基本給料の合計金額の四分の三に相當する金額とす

第二十二條 改正なし

第二十二條 令第二十一條第一項の賞與期間は各事業年度の期間とす但し會社が之と異なる期間を定めて主務大臣に届出でたるときは其の期間に依る

第二十三條 改正なし

第二十三條 前條但書の届出は本令施行の際令第三章の規定の適用を受くる會社に在りては本令施行後三十日以内に、其他の會社に在りては令第三章の規定の適用を受くるに至りたる後三十日以内に別表第十一號様式に依る届書を主務大臣に提出して之を爲すべし

會社は前條の賞與期間を變更せんとするときは別表第十一號様式に依る届書を主務大臣に提出すべし

第二十四條 令第二十一條第一項但書の場合左の各號に掲ぐる場合とす

第二十四條 令第二十一條第一項但書の場合左の各號に掲ぐる場合とす

一 當該賞與及手當の合計金額中令第二十一條第一項の限度を超ゆる部分左の方法に依り支給するときは但し其の超過金額は當該賞與期間中に於ける基本給料の支給總額の二分の一を超ゆることを得ず

一 當該賞與及手當の合計金額中令第二十一條第一項の限度を超ゆる部分左の方法に依り支給するときは但し其の超過金額は當該賞與期間中に於ける基本給料の支給總額の二分の一を超ゆることを得ず

(甲) 國債證券又は貯蓄債券を以て支給し當該會社に於て當該國債證券又は貯蓄債券を當該社員退職に

(甲) 國債證券、貯蓄債券若は報國債券を以て支給し又は郵便貯金、銀行への預金若は信託會社への金錢信託と爲さしめ當該會社に於て當該國債證券

至る迄保管するもの

(乙) 郵便貯金と爲さしめ當該會社に於て當該郵便貯金の通帳を當該社員退職に至る迄保管するもの

(丙) 前二號に規定するものの外主務大臣の承認を受けたる方法に依るとき

二 主務大臣の許可を受けたるとき
前項第一號(丙)の規定に依り主務大臣の承認を受けんとする會社は別表第十二號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

貯蓄債券若は報國債券又は當該郵便貯金、銀行預金若は金錢信託の通帳若は證書を本人又は家族の病氣其の他已むを得ざる事由を生じたる場合の外當該社員の退職に至る迄保管するもの

(乙) 當該會社に於ける國民貯蓄組合の斡旋に依る貯蓄(國債證券、貯蓄債券若は報國債券の買入又は郵便貯金、銀行への預金若は信託會社への金錢信託にして組合規約の定むる所に依り當該國債證券、貯蓄債券若は報國債券の賣却又は當該郵便貯金、銀行預金若は信託したる金錢の拂戻に付組合長の承認を要するものに限る)と爲さしむるもの
(丙)(甲)又は(乙)に規定するもの、外主務大臣の承認を受けたる方法

二 主務大臣の許可を受けたるとき
前項第一號(丙)の規定に依り主務大臣の承認を受けんとする會社は別表第十二號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

第二十五條 改正なし

第二十六條 改正なし

第二十七條 改正なし

第二十八條 改正なし

第二十九條 改正なし

第二十五條 前條第一項第二號の規定に依り主務大臣の許可を受んとする會社は別表第十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十六條 令第二十一條第二項但書の規定に依り主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十四號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十七條 令第二十三條の規定に依る社員に對する臨時の給與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十五號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十八條 令第二十四條第一項の規定の適用を受くる會社は本令施行後三十日以内に別表第十六號様式第十七號様式又は第十八號様式に依る役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の報告書を主務大臣に提出すべし

第二十九條 令第二十四條第二項の規定の適用を受くる會社は別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式に依る役員雜給與、社員手當又は社員退職金

第三十條 改正なし

の準則の承認申請書を主務大臣に提出すべし
第三十條 令第二十五條の規定に依り役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の制定又は變更に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項第三號の福利施設費は左の各號に掲ぐる支出とす
一 法令に定ある施設に關する支出
二 保健衛生施設に關する支出
前項各號に掲ぐる施設の範圍は内閣總理大臣之を定む

第三十一條 令第二十九條第一項の基準月額とは昭和十六年九月十六日以前最終に決算確定したる二事業年度（同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度）に於て支出したる機密費等の合計金額を其の二事業年度（同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度）の月數を以て除して得たる金額とす
前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未滿の端數を生じたるときは之を切捨つ
令第二十九條第一項の規定に依り機密費等の基準月

第三十二條 資本金百萬圓以上の會社

（特別の法令に依り設立せられたる會社を除く）は令第二十九條第一項の規定に依り毎事業年度開始後三十日以内に別表第十九號様式に依り同項各號に掲ぐる支出の豫定額の報告書を主務大臣に提出すべし但し本令施行の際其の期間の一部を經過せる事業年度に關する報告書は本令施行後三十日以内に之を提出すべし
前項の報告を爲したる後令第二十九條第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出の豫定額に變更を生じたる會社が其の變更したる豫定額を別表第二十號様式又は第二十一號様式に依り

第三十二條 令第二十九條第二項の規定に依り機密費

等の基準月額に付主務大臣の承認を受くべき會社は昭和十六年九月十七日以後設立せられたる會社又は合併に因り設立せられたる會社に在りては其の設立又は合併後、資本金百萬圓以上と爲りたる會社に在りては其の資本増加又は合併後三十日以内に、同月十六日以前設立せられたる會社若し合併に因り設立せられたる會社又は資本増加若し合併に因り資本金百萬圓以上と爲りたる會社にして同日以前其の設立後、資本増加後又は合併後決算確定したる事業年度なき會社に在りては同年十月十六日迄に別表第二十號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

主務大臣に報告したるときは其の金額を以て前項の規定に依り報告したる金額と看做す

第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り同條第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十二號様式又は第二十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十四條 第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第三號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第

第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り機密費等の基準月額額の増額に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十四條 令第二十九條第五項の規定に依り同項に規定する金額を超ゆる機密費等の支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十一號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十四條の二 令第二十九條の二第一項の規定に依り寄附金等の豫定額を主務大臣に報告すべき會社は毎事業年度開始の三十日前迄（設立又は合併に因る設立後最初の事業年度に在りては其の事業年度開

五號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十一號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

始後三十日以内）に別表第二十二號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし但し昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前に開始する事業年度（同年九月十七日以後の設立又は合併に因る設立後最初の事業年度を除く）に關する報告書は同年十月十六日迄に之を提出すべし

會社が前項の報告を爲したる後當該事業年度終了前他の會社を合併したる爲寄附金等の豫定額に變更を生じたる場合に於て合併後三十日以内に變更したる豫定額を別表第二十二號様式に依り主務大臣に報告したるときは其の變更したる豫定額を以て前項の規定に依り報告したる金額と看做す

第三十四條の三 令第二十九條の二第二項の規定に依り報告額を超ゆる寄附金等の支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十五條 資本金二十萬圓以上の會社は左の各號の

第三十五條圖改正なし

- 一に該當するときは令第三十三條第一項の規定に依り主務大臣の許可を受くへし
 - 一 額面總額五萬圓以上の外國に本店を有する會社の株式を取得し又は處分せんとするとき
 - 二 株數二萬株以上の株式を取得し又は處分せんとするとき
 - 三 一會社の總株數の三分の一以上に相當する株式を取得せんとするとき
 - 四 株式の取得に因り會社の現に所有する株式と合して一會社の株數の三分の一以上に相當する株式を所有するに至るべきとき
 - 五 一會社の總株數の三分の一以上に相當する株式を所有する場合に於て當該株式の處分に因り會社の所有する株數が當該會社の總株數の三分の一以下となるべきとき
- 前項の規定は左の各號の一に該當する場合に於ては之を適用せず
- 一 特別の法令に依り設立せらるゝ會社の株式の引受を爲さんとするとき

- 二 臨時資金調整法其他の法令に依り設立に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の發起人として株式の引受を爲すとき
- 三 臨時資金調整法其他の法令に依り資本増加に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該資本増加に依る株式の割當を受けたるとき
- 四 臨時資金調整法其他の法令に依り合併の認可を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該合併に因り合併に因りて設立したる會社又は合併後存続する會社の株式の割當を受けたるとき
- 五 合併に因り自己の株式を取得するとき
- 六 株式の消却を爲す爲自己の株式を取得するとき
- 七 債權の實行に因り會社が當該債權の擔保たる株式を取得するとき
- 八 株式の取得又は處分に付特別の法令に依り行政官廳の認可、許可若は承認を受け又は行政官廳の命令に依り株式を取得し又は處分するとき

- 九 清算中の會社が株式を處分するとき
會社は其の株式總數の半數以上を所有する株主たる
他の會社の株式を取得せんとするときは前二項の規
定に拘らず主務大臣の許可を受くべし
第一項及前項の規定は左の各號に掲ぐる會社に付て
は之を適用せず
- 一 銀行
- 二 信託會社
- 三 保險會社
- 四 無盡會社
- 五 有價證券引受業法第一條の規定の適用を受くる
會社
- 六 有價證券業取締法第一條の規定の適用を受くる
會社
- 七 有價證券の賣買取引を業務とする取引所
- 八 有價證券の賣買取引を業務とする取引所の會員
又は取引員たる會社
- 九 特別の法令に依り設立せられたる會社

第三十六條 改正なし

第三十六條 前條の規定に依り株式の取得又は處分に
付許可を受けんとする會社は別表第二十四號様式に
依る許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主
務大臣に提出すべし

- 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
- 一 定款竝に最終の貸借對照表及損益計算書
- 二 最近に於ける資産及負債に關する試算表
- 三 會社の所有する有價證券の種類、數量及價額に
關する明細書

第三十七條 改正なし

第三十七條 資本金二十萬圓以上の會社は特許權、鑛
業權又は漁業權（以下無體財産權と總稱す）を取得
し又は處分せんとするときは令第三十三條第一項の
規定に依り主務大臣の許可を受くべし但し左の各號
の一に該當する場合は此の限に在らず

- 一 取得し又は處分せんとする無體財産權の價額が
一件五萬圓未滿なるとき
- 二 臨時資金調整法其の他の法令に依り會社の設立
資本増加又は第二回以後の株金の拂込に付行政官

廳の認可又は許可を受けたる場合に於て當該拂込
金株、出資金又は現物出資に依り無體財産權を取
得するとき

三 社債収入金に依り無體財産權を取得するとき

四 行政官廳の認可、許可若は免許を受け又は行政
官廳の命令に依り無體財産權を取得し又は處分す
るとき

五 行政官廳の認可、許可若は免許を受け又は行政
官廳の命令に依り事業設備の新設、擴張又は改良
を爲さんとする場合に於て當該事業設備の新設、
擴張又は改良を爲すに付必要なる無體財産權を取
得するとき

六 清算中の會社が無體財産權を處分するとき

前項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社
に付ては之を適用せず

第三十八條 前條の規定に依り無體財産權の取得又は
處分に付許可を受けんとする會社は別表第二十五號
様式に依る許可申請書を日本銀行の本店又は支店を

第三十八條 改正なし

經て主務大臣に提出すべし
前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
一 定款竝に最終の貸借對照表及損益計算書
二 最近に於ける資産及負債に關する試算表
三 無體財産權の取得に伴ふ事業計畫明細書及事業
收支目論見書

第三十九條 改正なし

第三十九條 令第三十三條第三項の規定に依り資金の
借入に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表
第二十六號様式に依る許可申請書を日本銀行の本店
又は支店を經て主務大臣に提出すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 定款竝に最終の貸借對照表及損益計算書

二 最近に於ける資産及負債に關する試算表

三 資金の借入に伴ふ事業計畫明細書及事業收支目
論見書

四 會社の現在の借入金金の借入先、種類、金額、
使途其の他に關する明細書

第四章 諸 報 告

第四十條 改正なし

第四十條 資本金二十萬圓以上の會社又は資本金二十萬圓未満の相互會社は本令施行後十五日以内に別表第二十七號様式に依る會社概況報告書を主務大臣に提出すべし

前項に於て本令施行後十五日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若は合併に因り資本金二十萬圓以上となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

第四十一條 本令施行の際現に資本金十五萬圓以上二十萬圓未満の會社（相互會社を除く）は本令施行後三十日以内に別表第二十八號様式に依る會社概況報告書に最終の貸借對照表を添へ之を主務大臣に提出すべし

第四十二條 資本金二十萬圓以上の會社又は資本金二十萬圓未満の相互會社は本令施行後三十日以内に別表第二十九號様式に依り其の旅費規程を主務大臣に報告すべし

第四十一條 改正なし

第四十二條 改正なし

前項に於て本令施行後三十日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若は合併に因り資本金二十萬圓以上の會社となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

前二項の會社旅費規程の變更を爲したるときは遅滞なく其の旨を主務大臣に報告すべし但し變更したる部分が旅費規程の大部分に互るときは變更後の旅費規程を別表第二十九號様式に依り主務大臣に報告すべし

第四十三條 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當する會社は毎事業年度の決算確定後三十日以内に別表第三十號様式に依る會社經理狀況報告書を主務大臣に提出すべし

前項の會社經理狀況報告書には左の各號に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 別表第三十一號様式に依る自己資本計算書
- 二 別表第三十二號様式に依る利益配當金及給與狀

第四十三條 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當する會社は毎事業年度の決算確定後三十日以内に別表第三十號様式に依る會社經理狀況報告書を主務大臣に提出すべし

前項の會社經理狀況報告書には左の各號に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 別表第三十一號様式に依る自己資本計算書

- 二 別表第三十二號様式に依る利益配當金並に役員及社員給與計算書
 - 三 別表第三十三號様式に依る給與狀況調書
 - 四 別表第三十四號様式に依る資産償却計算書
 - 五 別表第三十五號様式に依る令第二十九條第一項各號に掲ぐる支出の豫算實蹟對照表
 - 六 別表第三十六號様式に依る旅費支出實蹟調書
 - 七 別表第三十七號様式に依る經費支出明細書
 - 八 財産目録、貸借對照表及損益計算書
- 前項第八號の損益計算書には總益金及總損金を損益計算發生の原因に依り區分記載すべし

況調書

- 三 別表第三十三號様式に依る特殊支出調書
 - 四 財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類
- 第五章 雜 則
- 第四十三條の二 令第三十八條の二の許可又は承認は左の各號に掲ぐるものとす
- 一 令第二十四條第二項の規定に依る承認にして令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則に關するもの
 - 二 令第二十五條の規定に依る許可にして令第二十四條又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則の制定又は變更に關するもの
- 令第三十八條の二の期間は財務局出張所を経て申請を提出すべき許可又は承認に付ては財務局出張所長其の申請書を受理したる後、其他の許可又は承認に付ては主務大臣其の申請書を受理したる後十日とす

第四十四條改正なし

第四十五條 本令（第三十六條、第三十八條及第三十九條を除く）に依り會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する稅務署を経て提出すべし

- 一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又は第四號に該當する會社は之を一通作成し主務大臣

第四十四條

主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定し其の本令に依り提出すべき許可、指定若は承認の申請書、報告書又は届書及之に添附すべき書類に關し別段の指示を爲すことを得

主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定し本令に定むるもの、外必要な書類の提出を命ずることを得

第四十五條 本令（第三十六條、第三十八條及第三十九條を除く）に依り會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所所在地を所轄する財務局出張所を経て提出すべし

- 一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又は第四號に該當する會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし
- 二 令第四十一條第一項第五號に該當する會社は之を同號に定むる主務大臣連名宛に主務大臣の數に

に直接提出すべし

二 令第四十一條第一項第五號に該當する會社は之を同號に定むる主務大臣連名宛に主務大臣の數に相當する通數作成し同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣(同條第一項第二號、第二號又は第四號に掲ぐる主務大臣二以上あるときは會社の營む事業の中主たるものに關する主務大臣)に直接提出すべし

三 前號の場合を除くの外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法の證券引受會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし

附 則
本令は昭和十五年十月二十日より之を施行す

相當する通數作成し同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣(同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣二以上あるときは會社の營む事業の中主たるものに關する主務大臣)に直接提出すべし

三 前號の場合を除くの外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法の證券引受會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし

四 前三號に掲ぐる會社以外の會社にして資本金五百萬圓以上のもの又は主務大臣の指定したるものは之を二通作成し主務大臣に直接提出すべし

五 前四號に掲ぐる會社以外の會社第三十一條乃至第三十四條の三の規定に依り報告書又は申請書を提出せんとするときは之を二通作成し主務大臣に直接提出すべし

附 則 (昭和十六年九月十七日 關令第二十二號)
本令は昭和十五年十月二十日より之を施行す
本令は公布の日より之を施行す
本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては仍前従の例に依る

別表 (舊令に依るもの)

區分	標準	基本給料月額額
大學令に依る大學卒業又は之に準する學歷を有する技術者	大學令に依る大學卒業又は之に準する學歷を有する事務者	八十五圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては八十五圓に卒業後の年數一年に付三圓を加算したる金額
專門學校令若し實業學校令に依る專門學校卒業又は之に準する學歷を有する技術者	專門學校令若し實業學校令に依る專門學校卒業又は之に準する學歷を有する事務者	七十五圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては七十五圓に卒業後の年數一年に付三圓を加算したる金額
實業學校令に依る實業學校卒業又は之に準する學歷を有する技術者	實業學校令に依る實業學校卒業又は之に準する學歷を有する事務者	七十圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては七十圓に卒業後の年數一年に付二圓五十錢を加算したる金額
專門學校令に依る中學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	中學校令に依る中學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	六十圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては六十圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
高等女學校令に依る高等女學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	高等女學校令に依る高等女學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	四十五圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては四十五圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
小學校令に依る高等小學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	小學校令に依る高等小學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	四十二圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては四十二圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
小學校令に依る尋常小學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	小學校令に依る尋常小學校卒業者又は之に準する學歷を有する者	三十三圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては三十三圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額
		二十四圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては二十四圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額
		二十一圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては二十一圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額

改正會社經理統制令一覽表

別

表 (改正令に依る)

區分	標準	基本給料月額額
大學令に依る大學卒業又は之に準ずる學歷を有する技術者	大學令に依る大學卒業又は之に準ずる學歷を有する事務者	八十五圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては八十五圓に卒業後の年數一年に付三圓を加算したる金額
專門學校令若しは實業學校令に依る專門學校卒業又は之に準ずる學歷を有する技術者	專門學校令若しは實業學校令に依る專門學校卒業又は之に準ずる學歷を有する事務者	七十五圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては七十五圓に卒業後の年數一年に付三圓を加算したる金額
實業學校令に依る實業學校卒業又は之に準ずる學歷を有する技術者	實業學校令に依る實業學校卒業又は之に準ずる學歷を有する事務者	六十圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては六十圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
中學校令に依る中學校卒業者又は之に準ずる學歷を有する者	中學校令に依る中學校卒業者又は之に準ずる學歷を有する者	四十五圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては四十五圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
高等女學校令に依る高等女學校卒業者又は之に準ずる學歷を有する者	高等女學校令に依る高等女學校卒業者又は之に準ずる學歷を有する者	四十二圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては四十二圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
國民學校令に依る國民學校初等科修了者又は之に準ずる學歷を有する者	國民學校令に依る國民學校初等科修了者又は之に準ずる學歷を有する者	三十三圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては三十三圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額
		二十四圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては二十四圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額
		二十一圓但し卒業後一年以上を経過せるものに在りては二十一圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額

各申請書、報告書様式及記載心得

利益配當許可申請書

大臣 殿	昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)	
		商 號(2)	
		資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓
		代表者氏名(4)	氏 名
		電 話 番 號	擔當者 氏 名

會社ノ營▲ 主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)
-------------------	---------------------------------------

當該利益配當ノ 屬スル事業年度	第 期 自 至	當該利益配當支 拂開始豫定期日
--------------------	---------	--------------------

當 該 事 業 年 度	豫定配當率(7)	申 請 ノ 事 由 (11)
	豫定配當金(7)	
	自己資本(8)	
	一號配當率(9)	
	二號配當率(10)	

當該事業年度及其ノ前三事業年度ノ業績概要						當該事業年度ニ於テ政府ヨリ受ケタル補助 金、補給金、損失補償金其ノ他ノ交付金			
區 分	期 別	當 該 事 業 年 度	第 一 期 自 至	第 二 期 自 至	第 三 期 自 至	交 付 官 廳 名	交 付 金 ノ 名 稱	交 付 金 額	備 考
	平均拂込 資本金(12)								
	利益率(13)								
	配 當 率								
	留保率(14)								

會社ノ 歴 (15)	
------------------	--

其參考ノ 事項	
------------	--

各申請書 附書 封入 55 封入 封

配 當 率 指 定 申 請 書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)		印	
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名		
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)			
當該利益配當ノ 屬スル事業年度	第 期 自 至	當該利益配當支 拂開始豫定期日		
當該事業年度	豫定配當率(7)			申 請 ノ 事 由 (10)
	豫定配當金(7)			
	自己資本(8)			
	一號配當率(9)			
被合併會社名(11)				
區 分			合 併 ノ 年 月 日	
合 併 直 前	拂込資本金			合 併 條 件 ノ 概 要
	拂込資本金以外ノ株主 資本(12)			
	計			
合 併 入 計 算 (13)	受入資産ノ價額			其ノ他參考事項
	交付株式ノ拂込金額及 金銭ノ價額			
	合併差益金			
合併慰勞金等				
合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率(14)				
區 分	會社名			
利 益 率				
配 當 率				
留 保 率				
當該事業年度ニ於テ政 府ヨリ受ケタル補助金 補給金、損失補償金其 ノ他ノ交付金	交付官廳名	交付金ノ名稱	交付金額	備 考

許可を受けて配當を爲すの要ある事由の要點を記載し詳細は之を別紙に記載の上添附すること

(12) 平均拂込資本金
當該事業年度に於ける拂込資本金額の日割平均額を記載すること

(13) 利益率
利益金(前期繰越金及積立金より戻入れたる金額並に利益金處分に依る資産償却金及税金引當金を含まざるものとす)の平均拂込資本金に對する割合を年率にて記載すること

(14) 留保率
(13)の利益金より利益金處分に依り社外に流出したる金額を差引たる金額の(13)の利益金に對する割合を記載すること

(15) 會社の經歷
設立年月日、最近三年間に於ける資本の増加又は減少、合併、商號變更等を簡記すること

(16) 科目
(イ) 會社の勘定科目に依り記載すること

(17) 金額
(イ) 當該事業年度中に於ける日割平均額を記載すること

(ロ) 直前事業年度の利益金處分に依る積立金は當該事業年度初より計算すること

(18) 計算基礎
(16)及(17)に記載したる金額の中當該事業年度中に於て金額に異動を生じたる科目に付て其の異動前と異動後の金額及日數を併記して日割計算を明にすること

(19) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

(20) 稅務署長の證明を受けたる金額
第一條但書の規定に依り固定資産償却累計金額中稅務署長の證明を受けて自己資本に加算したる金額を記載すること

(21) 第一條第二項の認定金額
第一條第二項の規定に依り主務大臣が自己資本より控除すべきものと認定したる金額を記載すること

積立金使用許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)		(拂込) 圓 圓
	代表者氏名(4)		印
	電話番号	擔當者 氏名	
會社ノ營業 主たる事業(5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無(6)	
積立金ノ現在額(7)		使用セントスル積立金ノ種類及金額並ニ使用ヲ 必要トスル事由	
種 類	金 額		
法定準備金			
令第六條ノ規定ニ依 ル積立金			
計			
特別ノ積立ヲ爲スベキ命令ヲ受ケタル年月日			
其 ノ 他			
參 考 事 項			

あるときは其の金額を内書すること)

(ハ) 合併差益金

(イ) の受入資産の價格より(ロ)の交付株式の拂込金額及金銭の總額を差引きたる残額を記載すること

(ニ) 合併慰勞金等

合併に因り設立せられたる會社又は合併後存続する會社が合併契約に依り解散手當、退職金、慰勞金其の他名稱の如何を問はず合併に際し社外に支出したる金額(ロ)の交付せる金銭の額を含まざるものとす)を記載すること(合併に因り解散したる會社が合併契約に依り合併前に於て此等の支出を爲したる場合は其の他参考事項欄に其の金額を記載すること)

(14) 合併前の各會社の合併直前事業年度の利益率配當率、留保率、利益率及留保率は夫々第一號様式記載心得(13)及(14)に依り記載すること(參照一二〇頁)

(15) 自己資本計算

第一號様式記載心得(16)乃至(18)に依り記載すること(參照一二〇頁)

(16) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

役員報酬支給許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)						
	商 號(2)						
	資 本 金(3) (拂込) 圓 圓						
	代表者氏名(4) 氏 名						
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名					
	會 社 ノ 設 立 年 月 日						
會 社 ノ 營 業 主 たる 事 業 (5)		工 場 又 ハ 事 業 場 ニ 付 陸 軍 又 ハ 海 軍 ノ 管 理 ヲ 受 ク ル ノ 有 無 (6)					
當該報酬ノ屬スル事業年 (7)	第 期 自 至	年 月 日 現 在					
申 請 報 酬 額 (9)	社 員 數 (8)	社 員 數 (8)					
不 要 許 可 額 (11)	社 會 報 酬 額 最 高 限 度 額 (10)	不 要 許 可 額 ノ 屬 ス ル 事 業 年 度 (12) 第 期 自 至					
報 酬 支 給 内 譯 (13)	當 該 事 業 年 度		不 要 許 可 額 ノ 屬 ス ル 事 業 年 度				
	職 分	員 數	金 額	貯 蓄 額	員 數	金 額	貯 蓄 額
	役 名						
	計						
	備 考 (社員兼務役員ノ社員) 給與						
申 請 ノ 事 由 (14)							

- 第三號様式(積立金使用許可申請書)記載心得
- (1) 會社の本店の所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社の營む主たる事業
 - (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
 - (7) 積立金の現在額
(イ) 令第六條の規定に依る積立金
令第六條の規定に依る主務大臣の命令に依り積立てたる積立金を記載すること
(ロ) 其の他の積立金は會社の勘定科目に依り記載すること
 - (8) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

事業年度 区分	最近事業年度		第一期		第二期		其ノ他参考事項
	自	至	自	至	自	至	
平均拂込資本金							
役員数							
役員給與	報酬總額						
	賞與總額						
	雜給與總額						
	臨時ノ給與總額						
	計						
施行規則第七條ノ純益金							
法定賞與額							
配當率							

事業年度 区分	第一期		第二期		第三期		第四期	
	自	至	自	至	自	至	自	至
平均拂込資本金								
役員数								
役員給與	報酬總額							
	賞與總額							
	雜給與總額							
	臨時ノ給與總額							
	計							
施行規則第七條ノ純益金								
法定賞與額								
配當率								

合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照(17)

--

第四號様式(役員報酬支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 當該報酬の屬する事業年度許可を受けて支給せんとする報酬の屬する最初の事業年度を記載すること
- (8) 役員數、社員數最近の現在に於ける員數を記載すること
- (9) 申請報酬額當該事業年度に付支給せんとする報酬の總額を記

載すること(事業年度の中途より増額支給せんとするものときは事業年度の初より増額支給するものと假定したる場合の金額及其の計算の基礎を其の他参考事項欄に記載すること)

- (10) 會社の定に依る最高限度額
定款、株主總會の決議等に依り定めたる最高限度の金額を記載すること
- (11) 不要許可額
令第十二條第一號の最高報酬額を記載すること
- (12) 不要許可額の屬する事業年度
不要許可額の屬する事業年度二以上あるときは最終の事業年度を記載すること
- (13) 報酬支給内譯
(イ) 役員
社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等の役名別に記載すること但し常勤非常勤等の別に依り同一役名を有する者の中支給額を異にする者あるときは之を區分すること

役員賞與支給許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	會社/本店/ 所在場所(1)						
	商 號(2)						
	資 本 金(3) (拂込) 圓 圓						
	代表者氏名(4) 氏 名						
	電 話 番 號 擔 當 者 氏 名						
會 社 / 設 立 年 月 日							
會社ノ營ム 主タル事業		工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 フ受クルノ有無(6)					
當該賞與ノ屬スル 事業年度	第 期 自 至	賞與支給 豫定期間	期末現在 役員數	期末現在 社員數			
申請賞與額(7)		會社ノ定=依ル最 高限度額(8)					
純益金=對スル申請賞 與額ノ割合		同上ノ定ノ拔萃(9)					
不可 要額 許	法定賞與額		算出ノ基礎				
	前期賞與額		算出ノ基礎				
	(10) 令第十三條第二項ノ 規定=依ル金額		算出ノ基礎				
當該事業年度ノ 純益金計算(11)	會社ノ決算上ノ利 益金		差引純益金				
賞 與 支 給 内 譯 (12)	區 分 名	當 該 事 業 年 度			直 前 事 業 年 度		
		員 數	金 額	貯 蓄 額	員 數	金 額	貯 蓄 額
申請ノ事由(13)							

(ロ) 貯蓄額
 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動に依る國債支給等支給する報酬より天引して貯蓄せしめ又は國債を支給する金額を記載すること

(ハ) 備考(社員兼務役員ノ社員給與)
 當該事業年度又は不要許可額ノ屬する事業年度に於て役員にして社員を兼務し社員としての給與を受くる者あるときは其ノ事業年度別に其ノ各役員ノ役名、社員としての役職名及社員として受けたる給與ノ種類別金額(當該事業年度に付ては豫定額)を記載すること

(14) 申請ノ事由
 報酬を増額するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上添附すること

(15) 當該事業年度前終了したる最近ノ三事業年度
 (イ) 平均拂込資本金
 第一號様式記載心得(12)に依り記載すること
 (參照二二〇頁)
 (ロ) 役員數

期末現在に依り記載すること

(ヘ) 雜給與總額
 金錢に依る給與のみを記載すること

(16) 合併に因り解散したる會社の合併前二事業年度
 合併後最初の事業年度の役員報酬に付許可を受けんとする會社の外は記載するに及ばず

(17) 合併前の各會社の最終の事業年度と合併後の最初の事業年度との役員及役員報酬比較對照
 合併前の各會社の最終の事業年度と合併後の最初の事業年度とに付各役員を合併に際し退職したる者、留任し又は引續き合併後の會社の役員と爲りたる者及新に就任したる者に區分して其ノ役名及役員報酬額(事業年度の全部に付支給するものなるときは事業年度の全部に付支給するものと假定したる場合の金額及其ノ計算の基礎を附記すること)を記載すること

(18) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

當該事業年度及其ノ前三事業年度(14)	事業年度		第 期		第 期		第 期	
	區 分	當該事業年度	自	至	自	至	自	至
	平均拂込資本金							
	役 員 數							
役員給與	報酬總額							
	賞與總額							
	雜給與總額							
	臨時ノ給與總額							
	計							
	施行規則第七條ノ純益金							
	法定賞與額							
	配 當 率							
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度(15)	會社名		第 期		第 期		第 期	
	區 分	事業年度	自	至	自	至	自	至
	平均拂込資本金							
	役 員 數							
役員給與	報酬總額							
	賞與總額							
	雜給與總額							
	臨時ノ給與總額							
	計							
	施行規則第七條ノ純益金							
	法定賞與額							
	配 當 率							
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照(16)								
其參考事項								

第五號様式(役員賞與支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受けるの有無
- (7) 申請賞與額
當該事業年度に付支給せんとする賞與の總額を記載すること
- (8) 會社の定に依る最高限度額
定款、株主總會の決議等に依り定めたる最高限度の金額を記載すること
- (9) 同上の定の抜萃

定款、株主總會の決議等の要點を記載すること

- (10) 不要許可額
 - (イ) 法定賞與額
第七條の規定に依る純益金に第八條の率を乗じて得たる金額を記載すること
 - (ロ) 算出の基礎
右の計算の手續を記載すること
 - (ハ) 前期賞與額
當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合は第九條の規定に依り算出せらるる金額を記載すること
 - (ニ) 算出の基礎
右の計算の手續を記載すること
 - (ホ) 令第十三條第二項の規定に依る金額
令第十三條第二項各號の一に掲ぐる場合に該當するとき其の金額を記載すること
 - (ヘ) 算出の基礎
右の計算の手續を記載すること

役員退職金準則(變更)許可申請書

大臣 昭和 年 月 日 殿	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)	(印)	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
会社ノ 設立年月日			
会社ノ主 たる事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受ケルノ有無 (6)		
受給者ノ資格(7)	既 往 ノ 賞 蹟 (13)		
支給者ノ條件 分 (8)			
金額又ハ割 合 (9)	退職役員氏名		
支給ノ方法(10)	退職當時ノ役 名		
支給ノ時期	在 職 中		
最近一年間ニ於ケル役員報酬賞與支給内譯(11)	區 分 役 名	報 酬	賞 與
		員 數 金 額	員 數 金 額
		報 酬 總 額	賞 與 總 額
		報 酬 總 額 及 賞 與 總 額 ノ 合 計	
		金 額	支 給
		支 給	年 月 日
備 考(12)	其ノ他参考事 項 (14)		

(11) 當該事業年度の純益金計算
 會社の決算上の利益より第七條第二項又は第三項
 に掲ぐる項目を加減して純益金の計算を示すこと

(12) 賞與支給内譯
 (イ) 役名
 社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締
 役、監査役等の役名別に記載すること但し常勤
 非常勤等の別に依り同一役名を有する者の中支
 給額を異にする者あるときは之を區分すること
 (ロ) 貯蓄額
 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動に依る
 國債支給等支給する賞與より天引して貯蓄せし
 め又は國債を支給する金額を記載すること

(13) 申請の事由
 令第十三條の限度を超えて役員賞與を支給するの
 要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上
 添附すること

(14) 當該事業年度及其の前三事業年度
 (イ) 平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)に依り記載すること
 (参照二一〇頁)

(ロ) 役員數
 期末現在に依り記載すること

(ハ) 雜給與總額
 金錢に依る給與のみを記載すること

(15) 合併に因り解散したる會社の合併前二事業年
 度
 合併後の最初の事業年度の役員賞與に付許可を受
 けんとする會社の外は記載するに及ばず

(16) 合併前の各會社の最終の事業年度と合併後の
 最初の事業年度との役員及役員賞與比較對照
 合併前の各會社の最終の事業年度と合併後の最初
 の事業年度とに付各役員を合併に際し退職したる
 者、留任し又は引續き合併後の會社の役員と爲り
 たる者及新に就任したる者に區分して其の役名及
 役員賞與額(事業年度の全部に付支給するものな
 るときは事業年度の全部に付支給するものと假定
 したる場合の金額及其の計算の基礎を附記するこ
 と)を記載すること

(17) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第六號様式「役員退職金準則(變更)許可申請書」記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 受給者の資格
社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役
監査役等の別に依り支給條件を異にするときは其の資格の別を記載すること
- (8) 支給の條件
役員退職金支給の有無又は其の金額若は割合の多寡を決定する基準を記載すること

(9) 金額又は割合

- 退職金の金額又は金額決定の基準たる割合を記載すること
- (10) 支給の方法
一時金、年金、分割拂等の別及現金を以て支給するか其の他の方法に依るかの別を記載すること
 - (11) 最近一年間に於ける役員報酬賞與支給内譯
(イ) 役名
社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等の役名別に記載すること但し常勤非常勤等の別に依り同一役名を有する者の中支給額を異にするものあるときは之を區分すること
 - (12) 金額
最近一年間に於て支給したる金額を記載すること但し其の金額が役員の仕事年度中途よりの就任等の事由に依り一年間に付支給したるものに非ざるときは之を一年間に付支給するものと假

定したる場合の金額及其の計算の基礎を備考欄に記載すること

(12) 備考

- (イ) 會社が役員退職金に關し内規を有し會社職員給與臨時措置令施行規則第五條の規定に依り主務大臣に報告したるものあるときは其の旨記載すること
- (ロ) 主務大臣の許可を受けたる役員退職金の準則を變更せんとするときは變更の事由を記載すること此の場合に在りては變更前の準則と變更後の準則とを傍線、括弧其の他適宜の方法に依り對照せしむること
- (13) 既往の實蹟
- (イ) 退職役員氏名
最近十年間に於て退職したる役員の名(甲、乙、丙、丁等の假稱を以て代ふることを得)を記載すること
- (ロ) 退職當時の役名

退職したる役員退職當時の役名を記載すること

- (ハ) 在職中各種の役員に就任したるときは各種の役名(社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等の別)を記載すること
- (ニ) 二回以上役員退職金の支給を受けたる者については各支給期毎に記載すること
- (14) 其他参考事項
功勞顯著なる等の事由に依り特に多額の退職金を支給したる者に付ては其の事由を記載すること
- (15) 役員退職金準則許可申請書なるときは(變更)を抹消し、役員退職金準則變更許可申請書なるときは括弧を抹消すること
- (16) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

役員退職金支給許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 四	
	代表者氏名(4)		◎	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 / 設 立 年 月 日			
會 社 / 營 業 主 たる 事 業 (5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管有 ヲ受クルノ有 無 (6)		
退職金ノ支給ヲ受クル者	役 名			
	氏 名			
	年 齡			
	在 職 年 數 (7)			
	退職前一年間 ノ報酬支給額			
	不 要 許 可 額 (8)			
	申 請 額 (9)			
	在職中ノ報酬額 支給 (10)			
在職中ノ賞與支 給額 (10)				
支給ノ方法、時期及 支出科目 (11)				
申 請 ノ 事 由 (12)				
其ノ他参考事項 (13)				

第七號様式 (役員退職金支給許可申請書) 記載心得

- (1) 会社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 会社の営む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 在職年數
会社が当該退職役員に對し退職金を支給したることある場合は其の退職金支給後に於ける在職年數とす
- (8) 不要許可額
第十一條の規定に依り算出せらるる金額又は第十二條の規定に依り許可を受けたる準則に依り算出

せらるる金額を記載すること

(9) 申請額

支給せんとする退職金の金額を記載すること

(10) 在職中の報酬、支給額、在職中の賞與支給額
在職中に当該退職役員に支給したる報酬又は賞與の累計金額を記載すること但し会社が当該退職役員に對し退職金を支給したることある場合は其の支給後に於けるものを記載すること

(11) 支給の方法、時期及支出科目

一時金、年金、分割拂等の別、現金を以て支給するか其の他の方法に依るか別の別及当期の經費として支出するか利益金處分より支出するか退職積立金より支出するか等の別を記載すること

(12) 申請の事由

許可を受けて支給するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること

(13) 其他参考事項

会社が役員退職金を支給したることある場合は其

役員臨時給與支給許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名 (4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會 社 / 設 立 年 月 日			

會社ノ管ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理ヲ受クルノ有 無 (6)
--------------------	---

當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度	第 期 自 至	年 月 日 現在
	役員數 (7)	社員數 (7)

支 給 内 譯 (8)	區 分 役 名 員 數	受 給 額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル		備 考
			報 酬	賞 與	

支給ノ方法及
支出科目 (9)

申請ノ事由 (10)

既往ニ於ケル類似ノ
臨時給與ノ支給年月
日、金額及支給ヲ受
ケタル役員ノ職名及
員數

其ノ他参考事項

(14) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること
の支給を受けたる役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等
の假稱を以て代ふることを得)、其ノ在職中就任
したる役名別勤続年數、在職中ノ報酬總額及賞與
總額並に支給したる退職金及其ノ支給年月日を記
載すること

社員初任基本給料準則承認申請書

大臣 昭和 年 月 日 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓		
	代表者氏名(4)	⑩		
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會 社 ノ 營 業 主 目 的 事 業 (5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)		
經 歷、技 能、學 歷	申 請 初 任 基 本 給 料	職 務(7)	現 在 人 員 (8)	現 在 人 員 ノ 初 任 基 本 給 料(9)
申 請 ノ 事 由(10)				
其 ノ 他 參 考 事 項				

第八號様式(役員臨時給與支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 役員數、社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (8) 支給内譯
役名は社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等の別に記載すること但し常勤、非常勤等の別に依り同一役名を有する者の中支給額を異にする者あるときは之を區分すること

- (9) 支給の方法及支出科目
現金を以て支給するか其の他の方法に依るか別及當期の經費として支出するか利益金處分により支出するか積立金より支出するか等の別を記載すること
- (10) 申請の事由
臨時の給與の支給を爲すの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること
- (11) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

社員初任基本給料支給許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3) (拂込) 圓			
	代表者氏名(4) 印			
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 業 主 要 事 業 (5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無 (6)		
社員初任基本給料ノ支給ヲ受ケル者	役 職 名(7)			
	氏 名(8)			
	年 齡(9)			
	學 歴(10)			
	前 勤 務 先(11)			
	職 最後ニ受ケタル報酬又ハ基本給料 (12)			
	特 別 ノ 經 歴 又 ハ 技 能			
申 請 初 任 基 本 給 料 (13)				
前ノ給與ト採用後ト照 (14)				
其ノ他參考事項				

第九號様式(社員初任基本給料準則承認申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 職務
特別の經歷若は技能又は學歷を有する者の就くべき職務を記載すること
- (8) 現在人員
申請當時に於て特別の經歷若は技能又は學歷に該當する者あるときは其の現在人員を記載すること
- (9) 現在人員の初任基本給料

- 初任基本給料に差異あるときは各初任基本給料及各初任基本給料別の人員を記載すること
- (10) 申請の事由
承認を受けて社員初任基本給料準則を定むるの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載すること
- (11) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

社員昇給許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)	
	商 號 (2)	
	資 本 金 (3)	(拂込) 圓
	代表者氏名(4)	印
	電 話 番 號	擔當者 氏 名
	會 社 ノ 設 立 年 月 日	

會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)
-------------------	---

許給 可ヲ受 ケント スル昇 (7)	昇給金額	既昇 往給一 賞 年蹟 ノ(8)	昇給期	
	昇給限度		昇給金額	
	昇給前ノ 基本給料		昇給前ノ 基本給料	
	昇給人員		昇給人員	
	昇給豫定期			

區 分	昇 給 前		昇 給 後		員 數
	基本給料月額	一人當平均	基本給料月額	一人當平均	
昇給モザル者					
昇給該當者					
計					

申由 申請ノ事(9)	
其ノ他 参考事項	

第九號の二様式(社員初任基本給料支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 役職名
當該初任基本給料の支給を受くる時の役名(理事、參事、書記等の別)及職名(支店長、部長、課長等の別)を記載すること
- (8) 氏名
甲、乙、丙、丁等の假稱を以て代ふることを得
- (9) 年齢

數へ年に依り記載すること

- (1) 學歷
最後に卒業したる學校名を記載すること
- (11) 勤務先
勤務先並に其の勤務先に於ける最後の役職名及勤務地を記載すること
- (12) 最後に受けたる報酬又は基本給料
前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與の月額を記載すること
- (13) 申請初任基本給料
支給せんとする初任基本給料を記載すること
- (14) 前職と採用後との給與比較對照
前職に於ける一定期間の給與の總額及種類別(基本給料、手当、賞與等)金額と採用後に於ける一定期間の給與の總額及種類別金額(豫定)を比較對照すること但し申請初任基本給料の支給を受くべき社員が轉職者に非ざるときは記載するに及ばず
- (15) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

社員ノ學歷年齢別員數 (10)

年 學 齡	職 種	二十歳	二十歳	二十五	三十歳	三十五	四十歳	四十五	五十歳	五十五	計
		未 滿	以 上	歳 以 上	以 上	歳 以 上	以 上	歳 以 上	歳 以 上		
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立専門學校	技術										
	事務										
私立専門學校	技術										
	事務										
甲種工業學校											
乙種工業學校											
甲種商業學校											
乙種商業學校											
中學校											
高等女學校											
國民學校高等科											
國民學校初等科											
其ノ他											
計											
備考											

第十號様式(社員昇給許可申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 許可を受けんとする昇給
- (イ) 昇給金額
- (ロ) 昇給限度
- (ハ) 昇給前の基本給料

各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日(初めて昇給する者に付ては採用の日)後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額を記載すること

- (8) 既往一年間の昇給實蹟
 - (イ) 昇給前の基本給料
 - (ロ) 昇給回数二回以上あるときは各昇給期毎に記載すること
- (9) 申請の事由
 - (イ) 各學歷區分に該當せざる者は其の他の欄に
- (10) 社員の學歷年齢別員數

賞 與 期 間 (變 更) 届 書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名	
會 社 ノ 設 立 年 月 日			

會 社 ノ 營 業 主 々 ル 事 業 (5)	年 月 日 現 在 役 員 及 社 員 數 (6)	役 員	
		社 員	

會社ノ定メ タル賞與期 間及支給期 (7)	期 別	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
	區 分				
變更前ノ賞 與期間及支 給期 (8)	賞 與 期 間				
	支 給 期				

備	
考 (9)	

記載すること但し其の數が多數に上るときは適宜區分して記載すること

(ロ) 年齢は數へ年に依り記載すること

(ハ) 本表は過去一年間に於て爲したる昇給許可申請に際し之を提出したることあるとき又は昇給該當者數が全社員數の五分の一以下なるときは提出するに及ばず

(ニ) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

社員賞與支給方法承認申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所(1)	
	商 號(2)	
	資 本 金(3) (拂込) 圓 . 圓	
	代表者氏名(4)	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名
	會 社 ノ 設 立 年 月 日	
會 社 ノ 管 理 主 要 事 業 (5)	役 員 社 員	役 員 社 員
支 給 方 法	役員及社員數 日現在	
管 理 方 法 法(6)		

第十一號様式(賞與期間(變更)届書)記載心得

- (1) 会社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 会社の営む主たる事業
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (6) 役員及社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (7) 会社の定めたる賞與期間及支給期
各曆年中最初に支給期の到来する期間を第一期とすること
- (8) 變更前の賞與期間及支給期
賞與期間の變更を爲さんとするものの外は記載するに及ばず
- (9) 備考
- (イ) 賞與期間の變更を爲さんとするものに在り

- ては變更の事由を記載すること
- (ロ) 支給すべき賞與金の計算方法に特別の定めるときは之を記載すること
- (10) 賞與期間届書なるときは(變更)を抹消し、賞與期間變更届書なるときは括弧を抹消すること

社員賞與支給許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)	
	商 號(2)	
	資 本 金(3)	(拂込) 圓
	代表者氏名(4)	印
	電 話 番 號	擔當者 氏 名
	會 社 ノ 設 立 年 月 日	

會社ノ營業 主たる事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無(6)
-------------------	--

當該賞與期間 自 年 月 日 至 年 月 日 現在

當該賞與期間ノ
當屬スル事業年度 役員數(7) 社員數(7)

不限 要度 許可(8)	施行規則第二 十一條ノ限度	算出ノ基礎
	施行規則第二十四條 第一項第一號ノ限度	算出ノ基礎

申請額(9) 基本給料ニ
對スル割合 支給ノ時期

申請事由

年度別	給與區分	基本給料	令第二十條 各號ニ掲ゲ ル手當	其ノ他ノ 手當(イ)	賞與(ロ)	(イ)ト(ロ) ノ計(ハ)	合計	(ハ)ノ基 本給料ニ對 スル割合
當該中 賞與 期與	支給額							
	支給額中施行規則第二 十四條第一項第一號ノ 方法ニ依ル貯蓄額							
直期 前中 賞與 期與	支給額							
	支給額中施行規則第二 十四條第一項第一號ノ 方法ニ依ル貯蓄額							
前期 年間 相中 賞與 期與	支給額							
	支給額中施行規則第二 十四條第一項第一號ノ 方法ニ依ル貯蓄額							

當貯
該蓋
事ノ
方法
年度
ノ(10)

其ノ他參考事項

第十二號様式(社員賞與支給方法承認申請書)
記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社の營む主たる事業
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)に依り記載
すること(參照一一九頁)
 - (6) 管理方法
- 支給後の管理の方法を記載すること

社員賞與經費支出許可申請書

大臣 昭和 年 月 日	社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4)	⑩	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ケ ルノ有無 (6)	
當該賞與期間	自 至	賞與手當ヲ經 費トシテ經理 セントスル事 業年度	第 期 自 至
		年 月 日現在	役員數(7) 社員數(7)
令第二十一條ノ限度(8)		經費トシテ經理セント スル額(10)	
限 度 超 過 額(9)		賞與期間中ニ於ケル基 本給料支給總額	
經要 理ア トスル 事 由(11)			
當該賞與期間及其ノ前二賞與期 間ノ賞與手當ノ經理ノ方法 (12)	賞 與 期 間	當該賞與期間 自 至	自 至
	賞 與 手 當		
	賞 與 手 當 ノ 合 計		
	同上金額中經費トシテ 經理シタル金額(イ)		
	基 本 給 料 (ロ)		
	(イ)ノ(ロ)=對スル制 合		
業年度及其ノ前二 業年度及前二 業年度ノ 經理手當 ヲ經費ト シタル事 由(13)	事 業 年 度	當該事業年度 自 至	第 期 自 至
	平 均 拂 込 資 本 金		
	利 益 率		
	配 當 率		
	留 保 率		
其 參 考 事 項 他 項			

一五七

第十三號様式(社員賞與支給許可申請書)記載
心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 役員數、社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (8) 不要許可限度
- (イ) 施行規則第二十一條の限度
當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額の四分の三に相當する金額を記載すること
- (ロ) 施行規則第二十四條第一項第一號の限度

一五六

- (ハ) 算出の基礎
當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額の二分の一に相當する金額を記載すること
- (九) 申請額
不要許可限度計算の手續を記載すること
支給せんとする賞與と令第二十條各號に掲ぐる手當以外の手當との合計金額を記載すること但し第二十四條第一項第一號に掲ぐる方法を以て支給するものあるときは其の金額を内書すること
- (10) 當該事業年度の貯蓄の方法
貯蓄せしむる金額の支給方法及其の管理方法を記載すること
- (11) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十四號様式(社員賞與經費支出許可申請書)
記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(參照一一九頁)
- (7) 役員數、社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (8) 令第二十一條の限度
當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額の四分の三に相當する金額を記載すること
- (9) 限度超過額
當該賞與期間の賞與と令第二十條各號に掲ぐる手

一五八

當以外の手當との合計金額中令第二十一條の限度を超過する金額を記載すること

- (10) 經費として經理せんとする額
限度超過額中經費支出を爲さんとする金額を記載すること
- (11) 經費として經理するの要ある事由
限度超過額を經費として經理するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること
- (12) 當該賞與期間及其の前二賞與期間の賞與手當の經理の方法
(イ) 手當
令第二十條各號に掲ぐる手當以外の手當の當該賞與期間に於ける支給總額を記載すること
(ロ) 基本給料
當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額を記載すること
- (ハ) 同上金額中經費として經理したる金額

當該賞與期間に付ては許可ありたるものと假定したる場合の豫定を記載すること

- (13) 賞與手當を經費として經理せんとする事業年度及其の前二事業年度
(イ) 平均拂込資本金
第一號様式記載心得(12)に依り記載すること
(參照一二〇頁)
- (ロ) 利益率、留保率
第一號様式記載心得(13)及(14)に依り記載すること(參照一二〇頁)
- (ハ) 賞與手當を經費として經理せんとする事業年度に付ては許可ありたるものと假定したる場合に於ける豫定を記載すること
- (14) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

社員臨時給與支給許可申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓				
	代表者氏名(4)	印				
	電 話 番 號	擔當者 氏 名				
會 社 / 設 立 年 月 日						
会社ノ營ム主タル事業(5)				工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)		
支 給 ノ 條 件 (7)				支 給 額 ノ 決 定 方 法 (8)		
支 給 人 員				支 給 金 額		
受給者ノ勤務場所(9)				申請ノ月ノ前月中ニ支給 シタル受給者ノ基本給料		
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數(10)				同 上 = 對 ス ル 支 給 金 額 ノ 割 合		
會 社 ノ 社 員 數 (11)				申請ノ月ノ前月以前一年 間ニ受給者ニ支給シタル 賞與手當ノ合計額(12)		
支 給 ノ 豫 定 時 期				當 該 臨 時 ノ 給 與 ノ 屬 ス ル 事 業 年 度		
支 給 ノ 事 由 (13)						
支 給 ノ 方 法 及 支 出 科 目 (14)						
既往ニ於ケル臨時 給與支給の有無(15)	支給年月日	支給事由	支給ヲ受ケ タル員數	支給額(イ)	基本給料 月額(ロ)	(イ)/(ロ)= 對スル割合

第十五號様式(社員臨時給與支給許可申請書)
記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 支給の條件
- 支給を受くべき者の範圍に關する基準を記載すること
- (8) 支給額の決定方法
- 各受給者の受くべき臨時の給與の金額を決定する基準を記載すること
- (9) 受給者の勤務場所

事務所、工場、事業場等勤務の場所を限り臨時の給與を支給する場合に於て其の場所の種類及名稱を記載すること

(10) 受給者と同一場所に勤務する社員數
前號に該當する場合に於て申請當時の同一場所勤務社員數を記載すること

(11) 會社の社員數
申請の當時に於ける社員總數を記載すること

(12) 申請の月の前月以前一年間に受給者に支給したる賞與手當の合計額
算入すべき手當は令第二十條各號に掲ぐる手當以外の手當とすること

(13) 支給の事由
(イ) 臨時の給與を支給するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること

(ロ) 同一事由に依り役員又は勞務者に臨時の給與を支給するときは其の旨附記すること

役員雜給與準則 報 承 認 申 請 書
制定變更許可申請

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4)	㊟	
	電 話 番 號	擔 當 者 名 氏 名	
會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 業 主 たる 事 業 (5)	工場又ハ事業 場=付陸軍又 ハ海軍ノ管有 ヲ受クルノ(6) 無		
雜給與ノ 種類(7)	標 準		
受給資格又ハ 支給ノ條件(8)			
金 額、數 量 又ハ 割 合 (9)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 ア ル 事 由 (10)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時 ノ 受 給 人 員 (11)			
備 考			

- 申請書及報告書各様式
- (14) 支給の方法及支出科目
- (イ) 現金を以て支給するか其の他の方法に依るか別及經費として支出するか利益金處分に依り支出するか積立金より支出するか等の別を記載すること
- (ロ) 臨時の給與を支給せんが爲既往事業年度に於て積立金、引當金等を留保しある場合は當該積立金、引當金等の名稱及金額を記載すること
- (15) 既往に於ける臨時給與支給の有無
- (イ) 許可を受けて支給せんとする臨時の給與と同様の事由に依り既往に於て支給したるものを記載すること
- (ロ) 基本給料月額
- 當該臨時の給與の支給を受けたる者に對し當該支給月の前月に於て支給したる基本給料月額を記載すること
- (16) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十六號様式(役員雜給與準則承認申請書)記載心得

承認申請書
制定變更許可申請書

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受けるの有無
- (7) 雜給與の種類
外國在勤手當其の他役員雜給與の種類を記載すること
- (8) 受給資格又は支給の條件
支給の有無又は支給の金額、數量若は割合の多寡を決定する基準を記載すること

- 「制定變更許可申請」を抹消し、役員雜給與準則承認申請書なるときは「報告」「制定變更許可申請」を抹消し、役員雜給與準則制定又は變更許可申請書なるときは夫々不要文字を抹消すること
- (13) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

- (9) 金額、數量又は割合
金錢に依り支給する場合に於ては金額又は金額決定の基準たる割合を記載し、現物を以て支給する場合に於ては其の數量及見積價額を記載すること
- (10) 制定又は變更するの要ある事由
令第二十五條の規定に依り役員雜給與の準則の制定又は變更を爲さんとする會社は其の制定又は變更するの要ある事由を記載すること其の他の會社に在りては記載するに及ばず
- (11) 報告又は申請の時の受給人員
第二十八條の規定に依る報告書若は第二十九條の規定に依る承認申請書提出の時に於て當該役員雜給與の支給を受け居る員數又は第三十條の規定に依る許可申請書提出の時に於て當該役員雜給與の支給を受くべき員數を記載すること尙役員中支給を受けざる者あるときは其の員數を備考欄に記載すること
- (12) 役員雜給與準則報告書なるときは「承認申請」

社員手當準則 報告申請書
報承認申請書
制定變更許可申請

大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 / 設 立 年 月 日		
	社 員 數(7)	(年 月 日現在)	
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理ヲ受クルノ有 無 (6)		
手當ノ 種類(8)			
手當ノ 名稱(9)			
支 給 ノ 條 件 (10)			
金 額、 數 量 又 ハ 割 合 (11)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 アル 事 由 (12)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時 ノ 受 給 人 員 (13)			
備 考			

第十七號様式(社員手當準則) 報承認申請書
制定變更許可申請
記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 社員數
- 最近の現在に於ける員數を記載すること
- (8) 手當の種類
- (イ) 手當の種類は令第二十條各號の區分に依り第一號手當、第二號手當等の如く區分すること
- (ロ) 令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至

第三號に掲ぐる手當は之を朱書すること
(9) 手當の名稱

- (イ) 令第二十條各號に掲ぐる手當に對し會社が附したる名稱を記載すること
- (ロ) 令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當に對し會社が附したる名稱は之を朱書すること
- (10) 支給の條件
- 支給の有無又は支給の金額、數量若は割合の多寡を決定する基準を記載すること
- (11) 金額、數量又は割合
- 金額に依り支給する場合に於ては金額又は金額決定の基準たる割合を記載し、現物を以て支給する場合に於ては其の數量及見積價額を記載すること
- (12) 制定又は變更するの要ある事由
- 令第二十五條の規定に依り令第二十條各號に掲ぐる手當の準則の制定又は變更を爲さんとする會社は其の制定又は變更を爲すの要ある事由を記載す

社員退職金準則 報告書
承認申請書
制定變更許可申請

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所(1)	
	商 號(2)	
	資 本 金(3)	(拂込) 圓
	代表者氏名(4) 印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名
	會 社 ノ 設 立 年 月 日	
會 社 ノ 營 業 主 たる 事 業 (5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)	
受給者ノ 資 質 (7)		
支 給 ノ 條 件 (8) 區 分		
金 額 又 ハ 割 合 (9)		
支 給 方 法 (10)	支 給 時 期	
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 事 由 (1)		
備 考		

ること其の他の会社に在りては記載するに及ばず

(13) 報告又は申請の時の受給人員
第二十八條の規定に依る報告書若は第二十九條の規定に依る承認申請書提出の時に於て當該手當の支給を受け居る員數又は第三十條の規定に依る許可申請書提出の時に於て當該手當の支給を受くべき員數を記載すること

(14) 社員手當準則報告書なるときは「承認申請」「制定變更許可申請」を抹消し、社員手當準則制定許可申請書なるときは「報告」「制定變更許可申請」を抹消し、社員手當準則制定又は變更許可申請書なるときは夫々不要文字を抹消すること

(15) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

機密費等基準月額報告書

大臣 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		

會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業 (5)	工場又ハ事業場 = 付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ケ ルノ有無 (6)
----------------------------	--

事業年度 區 分	第 期 自 至	第 期 自 至	基準月額 (8)	基 準 月 額 算 出 基 礎 (9)	其ノ他参考事項
機 密 費					
交 際 費					
接 待 費					
廣 告 宣 傳 費					
其ノ他					
計					
期末拂込資本金					

支 店 及 其 ノ 所 在 地 等 (10)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地

第十八號様式(社員退職金準則承認申請書)記載心得

- (1) 会社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 会社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 受給者の資格
社員の資格に依り社員退職金の支給条件を異にするときは其の資格の別を記載すること
- (8) 支給の條件
社員退職金支給の有無又は其の金額若は割合の多寡を決定する基準を記載すること
- (9) 金額又は割合

退職金の金額又は金額決定の基準たる割合を記載すること

- (10) 支給の方法
 - (イ) 一時金、年金、分割拂等の別及現金を以て支給するか其の他の方法に依るか其の別を記載すること
 - (ロ) 在職中の社員に對し退職金に相當する金額を前拂するものに付ては前拂の方法及前拂金の保管方法を記載すること
- (11) 制定又は變更するの要ある事由
令第二十五條の規定に依り社員退職金の準則の制定又は變更を爲さんとする會社は其の制定又は變更を爲すの要ある事由を記載すること其の他の會社に在りては記載するに及ばず
- (12) 社員退職金準則報告書なるときは「承認申請」「制定變更許可申請」を抹消し、社員退職金準則承認申請書なるときは「報告」「制定變更許可申請」を抹消し、社員退職金準則制定又は變更許可申請書なるときは夫々不要文字を抹消すること
- (13) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

機密費等基準月額承認申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名(4) ㊟			
	電 話 番 號	擔當者氏名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
会社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)			
申請ノ日ノ屬スル年度	第 期 自 至	會社ノ經歷(7)		
申請基準月額(8)				
申請當時ノ基準月額(9)				
申 事 由 申請ノ(10)				
支店、工場等及其ノ(11)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地
前最終ノ事業年度 合併前ノ各會社ノ合併(12)	會 社 名			
	事 業 年 度	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
	基 準 月 額			
	期 末 拂 込 資 本 金			

第十九號様式(機密費等基準月額報告書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受けるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 昭和十六年九月十六日以前最終に決算確定したる二事業年度の實蹟
- (イ) 昭和十六年九月十六日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度の實蹟を記載すること
- (ロ) 機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等の區分不明なるときは適宜之を區分して記載する

こと

- (8) 基準月額
- 第三十一條第一項の基準月額を記載すること
- (9) 基準月額算出の基礎
- 第三十一條第一項の基準月額計算の手續を記載すること
- (10) 支店、工場等及其の所在地
- 支店、工場、事業場等に付特に機密費等の支出を要する場合に於て其の支店、工場、事業場等の中主なるものを記載すること
- (11) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

機密費等基準月額超過支出許可申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)		印	
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會社ノ管 主タル 事業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管有 ヲ受クルノ 無 (6)			
當該事業年度	第 期 自 至	不要許可額(8)		
申 請 額(7)	同上算出ノ基礎(9)			
基 準 月 額		申 請 ノ 事 由 (11)		
機 密 費				
交 際 費				
接 待 費				
廣 告 宣 傳 費				
其 ノ 他				
(10) 計				
當 前 該 二 事 業 年 度	事 業 年 度 區 分	第 期 自 至	第 期 自 至	其 ノ 他 參 考 事 項
	機密費等ノ支出實蹟			
	期末拂込資本金			
	利 益 率 (12)			

第二十號様式(機密費等基準月額承認申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 會社の經歷
最近三年間に於ける資本の増加又は減少、合併等を簡記すること
- (8) 申請基準月額
承認を受けんとする基準月額又は増額の許可を受けて新に定めんとする基準月額を記載すること
- (9) 申請當時の基準月額

基準月額の承認申請なるときは記載するに及ばず

- (10) 申請の事由
當該金額を基準月額と爲すの要ある事由又は基準月額を増額するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上添附すること
- (11) 支店、工場等及其の所在地
支店、工場、事業場等に付特に機密費等の支出を要する場合に於て其の支店、工場、事業場等の中主なるものを記載すること
- (12) 合併前の各會社の合併前最終の事業年度
(イ) 申請の日の屬する事業年度又は其の直前の事業年度に於て爲されたる合併に付記載すること
- (ロ) 基準月額なき會社に在りては機密費等の支出の實蹟を記載すること
- (13) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

寄附金等支出豫定額(變更)報告書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込)	圓
	代表者氏名(4)		印	
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會社ノ營ム主 タル事業 (5)		工場又ハ事業場 =付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)		
支 出 豫 定 額		豫定額ノ屬スル 事業年度 (8)	第 期	自 至
支 主 出 ナ 豫 ル 定 モ 額 ノ 中 (7)	寄 附 先	金 額	寄 附 ヲ 爲 ス ノ 要 ア ル 事 由 (9)	
經 理 ノ 方 法	事業年度 區 分	豫定額ノ屬スル 事業年度 (8)	報告ノ日ノ屬スル 事業年度 (10)	其ノ他参考事項 (12)
	經 費 出			
	利 益 金 處 分			
	其ノ他 (11)			
	計			

第二十一號様式(機密費等基準月額超過支出許可申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一一九頁)
- (7) 申請額
- 當該事業年度に於て支出せんとする機密費等の合計金額を記載すること
- (8) 不要許可額
- 基準月額に當該事業年度の月數(曆に従ひ計算し一月未滿の端數を生じたる時は之を一月に切上ぐ)を乗じて得べき金額を記載すること

- (9) 同上算出の基礎
不要許可額計算の手續を記載すること
- (10) 申請額の內譯
機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等の區分不明なるときは適宜之を區分して記載すること
- (11) 申請の事由
不要許可額を超えて機密費等を支出するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上添附すること
- (12) 利益率
第一號様式記載心得(13)に依り記載すること(参照一二〇頁)
- (13) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(參照一一九頁)
- (7) 支出豫定額中主なるもの
寄附金等の支出先の豫定あるものの主なるものに付記載すること
- (8) 豫定額の屬する事業年度
報告せんとする支出豫定額の屬する事業年度を記載すること
- (9) 寄附を爲すの要ある事由

を記載すること

- (13) 寄附金等支出豫定額報告書なるときは(變更)を抹消し、寄附金等支出豫定額變更報告書なるときは括弧を抹消すること
- (14) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

- (イ) 寄附先別に寄附金等を爲すの要ある事由を記載すること
- (ロ) 數事業年度に分割して支出するものあるときは其の總額及支出濟額等を附記すること
- (10) 報告の日の屬する事業年度
- (イ) 報告書提出の日の屬する事業年度を記載すること
- (ロ) 報告書提出の日の屬する事業年度が豫定額の屬する事業年度と同一なる場合は記載するに及ばず
- (11) 其の他
資産中假勘定に計上するもの其の他資産に計上するものを記載すること
- (12) 其の他參考事項
第三十四條の二第二項の規定に依る寄附金等の豫定額の變更報告なるときは合併に因り解散したる會社の商號又は名稱、本店又は主たる事務所の所在場所並に合併直前に於ける資本金及拂込資本金

寄附金等豫定超過支出許可申請書

大臣 殿	会社ノ本店ノ 所在場所(1)	
	商 號(2)	
昭和 年 月 日	資 本 金(3)	(拂込) 圓 . 圓
	代表者氏名(4)	印
	電 話 番 號	擔當者 氏 名
	會 社 / 設立年月日	

会社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場 =付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)
--------------------	---

支出ノ屬スル事業年度 第 期 自 至

申 請 額(7) 不 要 許 可 額 (8)

寄附金ノ種類 (9)	豫 定 額 (10)	豫 定 超 過 額	計	豫 定 額 フ 超 エ テ 支 出 フ 爲 ス ノ 要 ア ル 事 由
計				
經 費 支 出				
利 益 金 處 分				
其 ノ 他 (11)				

其
考
事
他
項

第二十三號様式(寄附金等豫定超過支出許可
申請書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(參照一一九頁)
- (7) 申請額
支出の屬する事業年度に於て支出せんとする寄附金等の合計金額を記載すること
- (8) 不要許可額
第三十四條の二第一項の規定に依り報告したる當該事業年度の寄附金等の豫定額又は同條第二項の規定に依り報告したる當該事業年度の寄附金等の

變更豫定額を記載すること

- (9) 寄附金の種類
第三十四條の二第一項若は第二項の規定に依る寄附金等の豫定額報告の際豫定したる金額を超えて支出せんとする寄附金等又は同條第一項若は第二項の規定に依る寄附金等の豫定額報告の際豫定せざりし寄附金等に付ては一件毎に之を記載し其の他の寄附金等に付ては一括して之を記載すること
- (10) 豫定額
第三十四條の二第一項又は第二項の規定に依る寄附金等の豫定額報告の際の豫定額を記載すること
- (11) 其他
資産中假勘定に計上するもの其他資産に計上するものを記載すること
- (12) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること